



Asset
Management

GS世界分散ファンド (毎月決算型)

愛称:三ツ星レシピ[®]

追加型投信/内外/資産複合

投資信託説明書
(請求目論見書)

2016.10.15

毎月
分配型

(注)「三ツ星レシピ」はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- この目論見書により行うGS世界分散ファンド(毎月決算型)(愛称「三ツ星レシピ」)(以下「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を平成28年4月15日に関東財務局長に提出しており、平成28年4月16日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

■照会先 ホームページ
アドレス www.gsam.co.jp

電話番号 03-6437-6000 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

発行者名	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役 桐谷 重毅
本店の所在の場所	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません。

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部	証券情報	1
第二部	ファンド情報	3
第1	ファンドの状況	3
1	ファンドの性格	3
2	投資方針	11
3	投資リスク	21
4	手数料等及び税金	26
5	運用状況	30
第2	管理及び運営	42
1	申込（販売）手続等	42
2	換金（解約）手続等	42
3	資産管理等の概要	43
4	受益者の権利等	46
第3	ファンドの経理状況	48
1	財務諸表	50
2	ファンドの現況	84
第4	内国投資信託受益証券事務の概要	85
第三部	委託会社等の情報	86
第1	委託会社等の概況	86
1	委託会社等の概況	86
2	事業の内容及び営業の概況	87
3	委託会社等の経理状況	88
4	利害関係人との取引制限	120
5	その他	120

信託約款

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

GS世界分散ファンド(毎月決算型)

(ファンドの愛称を「三ツ星レシピ」とします。以下、「本ファンド」または「三ツ星レシピ」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

本ファンドは、投資信託委託会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」または「当社」といいます。）を委託者とする投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投資信託法」といいます。）に基づく追加型証券投資信託です。

本ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

本ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円*を上限とします。

* 受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額*です。

(なお、上記金額に下記の申込手数料および申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は含まれません。)

ただし、自動けいぞく投資契約（販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間 : 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：三ツ星）。

* 本ファンドの「基準価額」とは、信託財産の純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）をその時の受益権総口数で除した1万口当たりの金額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きにより日々変動します。

(5) 【申込手数料】

3.78%（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、下記(8)の照会先までお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

(7) 【申込期間】

2016年4月16日から2017年4月14日まで

(注) なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

委託会社の指定する証券会社（委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）（以下「販売会社」と総称します。）において申込みを取扱います。販売会社については下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

(9) 【払込期日】

本ファンドの受益権の取得申込者は、本ファンドのお申込み代金を販売会社に支払います。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託銀行の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

原則として、上記(8)記載の申込取扱場所に記載する販売会社において払込を取扱います。

(11) 【振替機関に関する事項】

本ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① お申込み代金の利息

お申込み代金には利息を付けません。

② 本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

③ 振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、主として、世界各国（除く日本）の株式を主要投資対象とする投資信託証券、日本を含む世界各国の不動産投資信託（REIT）を主要投資対象とする投資信託証券および米ドル建ての投資適格債券を主要投資対象としつつS&P GSCI先物（S&P GSCIを構成する個別の商品先物を含みます。）にも投資する投資信託証券への投資を通じて、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
追加型	海外	債券	MR F	特殊型
	内外	不動産投信 その他資産 ()	E T F	
		資産複合		

(注) 本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外・・・投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合・・・投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり()	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	(日本を含む)	ファンド	なし	TOPIX	条件付運用型
大型株	年4回	日本	ファンド・		その他	ロング・ショート型
中小型株	年6回	北米	オブ・ファンズ		()	絶対収益追求型
債券	(隔月)	欧州				その他
一般	年12回	アジア				()
公債	(毎月)	オセアニア				
社債	日々	中南米				
その他債券	その他	アフリカ				
クレジット属性	()	中近東				
()		(中東)				
不動産投信		エマージング				
その他資産						
(投資信託証券						
(資産複合(株						
式、不動産投信、						
商品先物)資産配						
分固定型)						
資産複合						
()						
資産配分固定型						
資産配分変更型						

(注) 本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リス

クに対するヘッジの有無を記載しています。

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、不動産投信、商品先物）資産配分固定型））・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に株式、不動産投信および商品先物を投資収益の主たる源泉とし、その組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

年12回（毎月）・・・目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を含む）・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券などを投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし・・・目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

委託会社は、受託銀行（後記「(3)ファンドの仕組み 2. ファンドの関係法人 ①委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 b. 受託会社」に定義します。以下同じ。）と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

<ファンドのポイント>

1. 世界の高配当株式、世界の不動産投資信託（グローバル・リート）、商品（コモディティ）の3つの異なる資産に分散投資することで、「値上がり益」と「配当、利息収益」を同時に追求します。
2. 資産配分は、世界の高配当株式50%、グローバル・リート30%、コモディティ20%を基本とします。
3. 原則として、毎月の決算時（毎月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、各資産からの配当、利息収益を中心に収益分配を行います。また、基準価額水準や市況動向等によっては、最大で年4回、各資産の値上がり益や為替の評価益等も勘案して収益分配を行う場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

本ファンドの実質的な投資対象のうち、世界の高配当株式には日本の株式は含まれません。一方、グローバル・リートには日本のリートが含まれます。

本ファンドは、MSCIコクサイ高配当利回りインデックス（円換算ベース）50%+S&P先進国REITインデックス（除く米国、トータル・リターン、円ベース）およびS&P先進国REITインデックス（トータル・リターン、円ベース）を1対1の割合で合成した指数（以下、当該合成指数を「グローバル・リート合成インデックス（円ベース）」という場合があります。）30%+S&P GSCIトータル・リターン・インデックス（円換算ベース）20%を運用上の参考指標とします。

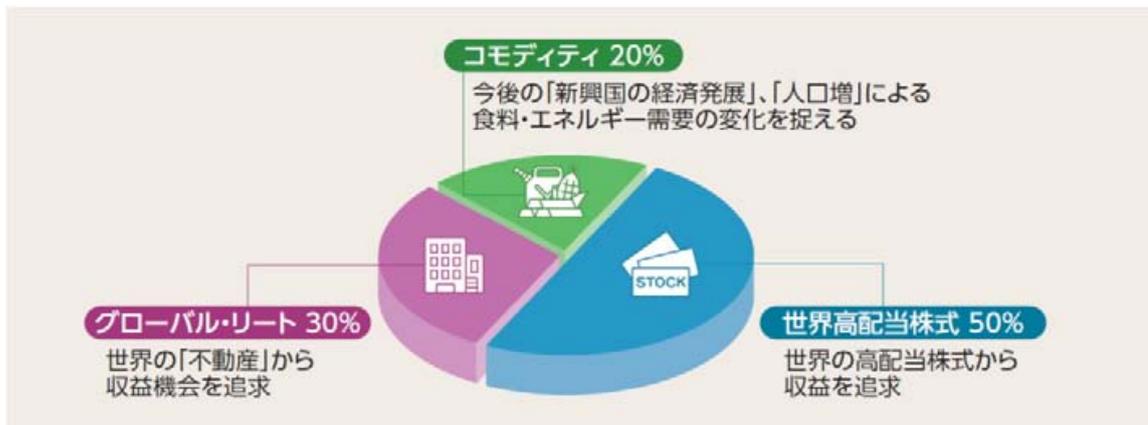
本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

＜ファンドの特徴＞

本ファンドの資産配分

本ファンドは3つの資産に分散投資します。資産配分は、世界高配当株式50%、グローバル・リート30%、コモディティ20%を基本とします。



本ファンドは、上記の資産配分を保つよう努めますが、市況動向や資金動向その他の要因等によっては、上記の資産配分からかい離する場合があります。

世界への分散、複数の資産への分散を行うことにより、資産の成長性と安定性を同時に追求します。世界高配当株式、グローバル・リート、コモディティの各資産と「三ツ星レシピ」型分散投資の値動きは以下のようになりました。



期間：1999年12月末～2016年7月末

出所：ブルームバーグのデータを基にゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント作成

世界高配当株式：MSCIコクサイ高配当利回りインデックス（円換算ベース）、グローバル・リート：グローバル・リート合成インデックス（円ベース）、コモディティ：S&P GSCIトータル・リターン・インデックス（円換算ベース）

「三ツ星レシピ」型分散投資については、世界高配当株式、グローバル・リート、コモディティをそれぞれ50%、30%、20%の割合で合成した指数。

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や流動性等の市場要因は考慮されておりませんのでご注意ください。本ファンドの実績は、後記「5 運用状況（参考）運用実績」をご覧ください。

＜GSグローバル高配当株式マザーファンドの特徴＞

- 主に世界各国（除く日本）の株式へ分散投資することにより、長期的な成長をめざします。
- 株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、企業のファンダメンタルズおよび成長性等を勘案して、銘柄選択を行います。
- MSCIコクサイ高配当利回りインデックス（円換算ベース）を運用上の参考指標とします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

MSCIコクサイ高配当利回りインデックスとは、日本を除く世界の先進国株式のインデックスです。MSCIコクサイ・インデックスの平均配当利回りを上回り、配当安定性および持続性のある銘柄をMSCIコクサイ・インデックスの中から選定しています。当インデックスは広範囲のマーケットをカバーしており、また、マーケットを的確に反映するため、浮動株調整後時価総額を利用しています。

世界には相対的に高い配当利回りの株式が存在します。長期での株式投資において、配当による効果はより大きなものとなるため、配当利回りの差は株式投資において重要なポイントのひとつです。



期間：1999年12月末～2016年7月末

出所：ブルームバーグのデータを基にゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント作成

世界高配当株式：MSCIコクサイ高配当利回りインデックス（円換算ベース）、世界株式：MSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース）、すべて配当込み

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本マザーファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や流動性等の市場要因は考慮されておりませんのでご留意ください。

本ファンドの実績は、後記「5 運用状況（参考）運用実績」をご覧ください。

＜GSグローバル高配当株式マザーファンドの運用＞

本マザーファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのファンダメンタル株式チームが主として担当します。ファンダメンタル株式チームは、世界各国に配置されたアナリストがリサーチを実施し、定期的なミーティングを通じて情報の共有化を図るリサーチ体制をとっています。また、チーム運用により、運用プロセスの継続性を維持することを重視しています。以下のプロセスに従って、ボトムアップ・アプローチによる銘柄選択を行います。



*MSCIコクサイ高配当利回りインデックスの構成国以外の銘柄も含まれます。したがって、当インデックスの構成銘柄以外にも投資を行うことがあります。また、当インデックスの構成銘柄であっても、必ず投資するとは限りません。本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

<GSグローバルREITポートフォリオ マザーファンドの特徴>

- 日本を含む世界各国の不動産投資信託（リート）に分散投資を行い、高水準の配当収益の獲得を図りつつ、長期的な元本の成長をめざします。
- グローバル・リート合成インデックス（S&P先進国REITインデックス（除く米国、トータル・リターン、円ベース）およびS&P先進国REITインデックス（トータル・リターン、円ベース）を1対1の割合で合成した指数）を運用上の参考指標とします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。



リートは不動産を投資対象とし、賃料を収入源とするため、比較的安定した配当が期待できます。

2016年7月末現在

出所：ブルームバーグ

グローバル（参考指標）：S&P先進国REITインデックス（除く米国）およびS&P先進国REITインデックスを1対1の割合で合成した指数

左記のすべての国・地域のリートに投資するとは限りません。また、左記以外の国・地域のリートに投資する場合もあります。

左記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。左記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用は考慮されておりませんのでご注意ください。左記の利回り水準は、将来大きく変動することがあります。

<GSグローバルREITポートフォリオ マザーファンドの運用>

本マザーファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル不動産証券チームが行います。

運用に当たっては、各拠点に配置されたポートフォリオ・マネジャーによるファンダメンタル・リサーチ体制に加え、バリュエーションチーム、グローバル債券・通貨運用グループおよび不動産投資グループ^{*1}との定期的なミーティング等を通じて情報の共有化を図っています。各拠点の担当者が「市場動向」「経営者」「財務内容」「バリュエーション」に着目したボトムアップ・アプローチにより銘柄の調査を行います。

*1 不動産投資グループは米国を中心とした商業不動産への直接投資を通じて、多様な地域・経済セクター・物件タイプ等についてリサーチしています。



本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

＜ゴールドマン・サックス エンハンスド・コモディティ・サブ・トラストの特徴＞

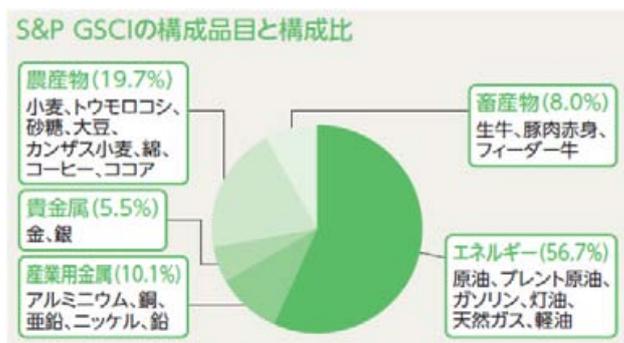
- 商品指数先物取引等（S&P GSCI先物またはS&P GSCIを構成する個別の商品先物）を利用し、ベンチマークであるS&P GSCIトータル・リターン・インデックス（米ドル・ベース）に連動した投資成果をめざす運用と米ドル建て投資適格債券を投資対象とした債券アクティブ運用を行うことでベンチマークを上回る投資成果をめざします。
- 本サブ・トラストは米ドル建てです。

本サブ・トラストの運用の仕組み



*商品の实物に投資を行うのではなく、コモディティ価格と同様の値動きをする商品指数先物等への投資を通じて行います。通常の状態において、S&P GSCI先物等の投資額は純資産総額の100%を超えないものとします。

コモディティとは、エネルギー（原油、天然ガスなど）、農畜産物（小麦、牛肉など）、貴金属（金など）の総称で、人間の生活に欠くことのできない「生活必需品」です。物価指数と比較的相関が高いことから、コモディティへの投資はインフレ・リスクに対する備えとして有効であるといわれています。



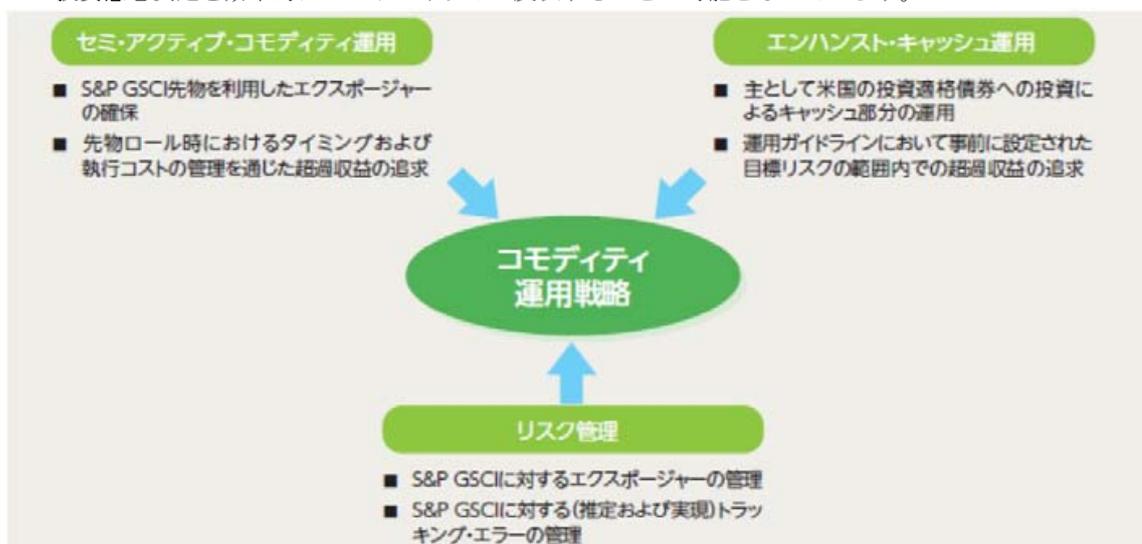
2016年7月末現在

出所：S&P

「S&P GSCI」「GSCI」は、ザ・マグロウ・ヒル・カンパニーズの所有する登録商標であり、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に対して利用許諾が与えられています。S&Pは、本商品を支持、推奨、販売、販売促進するものではなく、また本商品への投資適合性について何ら表明するものではありません。GSCI（そのサブ・インデックスを含む）はゴールドマン・サックス社またはその関連会社によって所有・支持・承認されるものではありません。

＜ゴールドマン・サックス エンハンスド・コモディティ・サブ・トラストの運用＞

本サブ・トラストの運用を担うゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループは、戦略／セクター毎にチームを編成し、それぞれのチームが各々の担当分野における投資の意思決定を行います。ポートフォリオ構築は運用チームによって行われ、この体制により、セクター・チームの投資意思決定を効率的にポートフォリオへ反映することが可能となっています。



本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

- 2006年5月15日：ゴールドマン・サックス グローバルREITマザーファンドの信託設定日であり、同日より運用を開始しました。
- 2007年2月22日：GSグローバルREITポートフォリオ マザーファンドの信託設定日であり、同日より運用を開始しました。
- 2007年4月25日：本ファンドおよびGSグローバル高配当株式マザーファンドの信託設定日であり、同日より運用を開始しました。
- 2010年1月7日：本ファンドの信託約款の変更を行い、グローバル・リート運用に係る指定投資信託証券について、「ゴールドマン・サックス グローバルREITマザーファンド」から「GSグローバルREITポートフォリオ マザーファンド」に入れ替え、これに伴い本ファンドの参考指標を「MSCIコクサイ高配当利回りインデックス（円換算ベース）50%、S&P先進国REITインデックス（円換算ベース）30%、S&P GSCIトータル・リターン・インデックス（円換算ベース）20%を委託者が合成した指数」から「MSCIコクサイ高配当利回りインデックス（円換算ベース）50%、S&P先進国REITインデックス（除く米国、トータル・リターン、円ベース）およびS&P先進国REITインデックス（トータル・リターン、円ベース）を1対1の割合で合成した指数30%、S&P GSCIトータル・リターン・インデックス（円換算ベース）20%を委託者が合成した指数」へ変更しました。

(3) 【ファンドの仕組み】

1. ファンドの仕組み

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。運用にあたってはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメンが運用する投資信託証券のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。



*1 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

*2 「ゴールドマン・サックス エンハンスド・コモディティ・サブ・トラスト」または「本サブ・トラスト」という場合があります。

委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループ全体を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメン」といいます。

上記は本書提出日現在の組入れ投資信託証券（以下、総称して「組入れファンド」、「組入れ投資信託証券」または「指定投資信託証券」ということがあります。）の一覧です。なお、指定投資信託証券は見直されることがあります。この際、上記投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合もあります。新たに指定する場合は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメンが運用し、同様の運用方針である投資信託証券とします。

2. ファンドの関係法人

① 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a. 委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメン株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といいます。）の運用指図等を行います。

なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

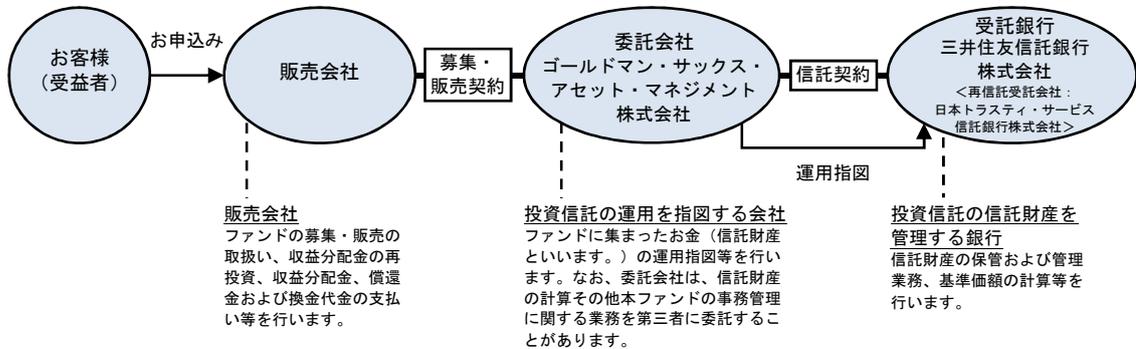
b. 受託会社（三井住友信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。））

本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の保管および管理業務、基準価額の計算等を行います。なお、上記業務の一部につき再信託先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

c. 販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンド関係法人



<ご参考> ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (GSAM) とは

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (GSAM) は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2016年6月末現在、グループ全体で1兆1,270億米ドル（約116兆円*）の資産を運用しています。

*米ドルの円貨換算は便宜上、2016年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=102.91円）により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

② 委託会社等の概況

a. 資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,000万円です（本書提出日現在）。

b. 沿革

1996年2月6日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

c. 大株主の状況

(本書提出日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エルエルシー	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市ウエスト・ストリート 200番地	6,400	100

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。

b. 本ファンドの運用方針

- ・ 主として、世界各国（除く日本）の株式を主要投資対象とする投資信託証券、日本を含む世界各国の不動産投資信託（REIT）を主要投資対象とする投資信託証券および米ドル建ての投資適格債券を主要投資対象としつつS&P GSCI先物（S&P GSCIを構成する個別の商品先物を含みます。）にも投資する投資信託証券に投資します。
 - ・ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
 - ・ 投資信託証券への投資にあたっては、指定投資信託証券に分散投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあります。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合もあります。
 - ・ 指定投資信託証券の投資比率は、以下の比率を基本とします。
世界各国（除く日本）の株式を主要投資対象とする投資信託証券：50%
日本を含む世界各国の不動産投資信託（REIT）を主要投資対象とする投資信託証券：30%
米ドル建ての投資適格債券を主要投資対象としつつS&P GSCI先物（S&P GSCIを構成する個別の商品先物を含みます。）にも投資する投資信託証券：20%
 - ・ MSCIコクサイ高配当利回りインデックス（円換算ベース）50%、S&P先進国REITインデックス（除く米国、トータル・リターン、円ベース）およびS&P先進国REITインデックス（トータル・リターン、円ベース）を1対1の割合で合成した指数30%、S&P GSCIトータル・リターン・インデックス（円換算ベース）20%を委託会社が合成した指数を運用上の参考指標とします。
 - ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。
- ※ 指定投資信託証券の詳細については、(2)投資対象 (e)投資対象とする投資信託証券（指定投資信託証券）に記載の「投資対象とする投資信託証券の概要(1)～(3)」をご覧ください。

(2)【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類（信託約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(b) 投資対象有価証券（信託約款第17条第1項）

委託会社は、信託金を、指定投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債および一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいいます。）
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

す。)

4. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券および第4号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(c) 有価証券以外の投資対象（信託約款第17条第2項および第3項）

委託会社は、信託金を、上記(b)の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記1. ないし4. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(e) 投資対象とする投資信託証券（指定投資信託証券）

1. 親投資信託 GSグローバル高配当株式マザーファンド
2. 親投資信託 GSグローバルREITポートフォリオ マザーファンド
3. ケイマン籍外国投資信託 ゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニット・トラスト
ゴールドマン・サックス エンハンスト・コモディティ・サブ・トラスト（日本においては適格機関投資家限定）

上記は本書提出日現在の指定投資信託証券です。なお、指定投資信託証券は見直されることがあります。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

投資対象とする投資信託証券の概要 (1)

ファンド名	G S グローバル高配当株式マザーファンド
ファンド形態	親投資信託
信託期間	原則として無期限（設定日：2007年4月25日）
主な投資対象	世界各国（除く日本）の株式を主要投資対象とします。
主な運用方針	<p>①主として、世界各国（除く日本）の株式に投資し、株式の組入れ比率を高位に保ちながら、長期的に外国株式市場のもたらすリターンを享受することをめざします。</p> <p>②株式の投資にあたっては、配当利回りに着目し、企業のファンダメンタルズおよび成長性等を勘案して、銘柄選択を行います。</p> <p>③外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジは行いません。</p> <p>④MSCIコクサイ高配当利回りインデックス（円換算ベース）を運用上の参考指標とします。</p> <p>⑤ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル、ゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイーに世界株式（除く日本）および為替の運用の指図に関する権限（デリバティブ取引等にかかる運用の指図を含みます。）を委託します。</p> <p>⑥市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針にしたがった運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>①株式への投資割合には制限を設けません。</p> <p>②外貨建資産の組入れについては制限を設けません。</p> <p>③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>⑤投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>⑥デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。</p> <p>⑦デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>⑧一般社団法人投資信託協会の規則に定める一のものに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
決算日	毎年1月15日および7月15日（ただし、休業日の場合は翌営業日）
委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
受託銀行	三井住友信託銀行株式会社（再信託：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
投資顧問会社	<p>ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー</p> <p>ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル</p> <p>ゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイー</p>

※上記は本書提出日現在の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

投資対象とする投資信託証券の概要 (2)

ファンド名	GSグローバルREITポートフォリオ マザーファンド
ファンド形態	親投資信託
信託期間	原則として無期限（設定日：2007年2月22日）
主な投資対象	日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。以下同じ。）されている不動産投資信託（REIT）に分散投資を行います。
主な運用方針	<p>①信託財産は、日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託に分散投資を行うことにより、高水準のインカム・ゲインの獲得を図りつつ、長期的な元本の成長をめざします。</p> <p>②外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わず、S&P先進国REITインデックス（除く米国、トータル・リターン、円ベース）およびS&P先進国REITインデックス（トータル・リターン、円ベース）を1対1の割合で合成した指数を運用上の参考指標とします。</p> <p>③ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティイーに世界各国の不動産投資信託および為替運用の指図に関する権限を委託します。</p> <p>④市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>①投資信託証券および短期金融商品以外の有価証券への直接投資は行いません。</p> <p>②外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。</p> <p>③デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>④一般社団法人投資信託協会の規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
決算日	毎年5月8日および11月8日（ただし、休業日の場合は翌営業日）
委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
受託銀行	三井住友信託銀行株式会社（再信託：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
投資顧問会社	<p>ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー</p> <p>ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル</p> <p>ゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティイー</p>

※上記は本書提出日現在の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

投資対象とする投資信託証券の概要 (3)

ファンド名	ゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニット・トラストーゴールドマン・サックス エンハンスト・コモディティ・サブ・トラスト (日本においては適格機関投資家限定)
ファンド形態	ケイマン籍外国投資信託 (米ドル建て)
投資目的	商品指数先物取引等 (S&P GSCI先物またはS&P GSCIを構成する個別の商品先物) を利用し、ベンチマークであるS&P GSCIトータル・リターン・インデックスに連動した投資成果をめざす運用と米ドル建て投資適格債券を投資対象とした債券アクティブ運用を行うことでベンチマークを上回る投資成果をめざします。
ベンチマーク	S&P GSCI トータル・リターン・インデックス (米ドル・ベース)
主な投資対象	①S&P GSCI先物ないしはS&P GSCIを構成する商品先物・オプション等 ②米国以外の国債、政府機関債および地方債、およびブレイディ債 ③国際機関債 ④米国内外の社債 ⑤モーゲージ証券、商業不動産ローン担保証券およびその派生商品等 ⑥モーゲージ担保証券 ⑦資産担保証券 ⑧ヤンキー債およびユーロ債 ⑨通貨フォワード取引 ⑩定期預金、米国債、短期金融商品
主な投資制限	①通常の場合において、日本において有価証券に属する証券に純資産総額の50%以上を投資します。 ②S&P GSCI先物の証拠金は純資産総額の3分の1を超えないものとします。 ③通常の場合において、S&P GSCI先物の投資額は純資産総額の100%を超えないものとします。
運用報酬等	運用報酬： 年率0.45% 申込手数料： なし 解約手数料： なし その他の費用： 受託報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬、受益者サービス報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用 (監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。) が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
決算日	原則として毎年3月31日
分配方針	原則として毎月分配を行う方針です。

本ファンドにおいて実質的に負担される当該組入れ投資信託証券の運用報酬率は、基本資産配分の場合、0.09% (年率0.45%×20%) となります。配分比率は信託財産の時価変動の影響を受けるため、それに伴って全体の信託報酬率も変動します。

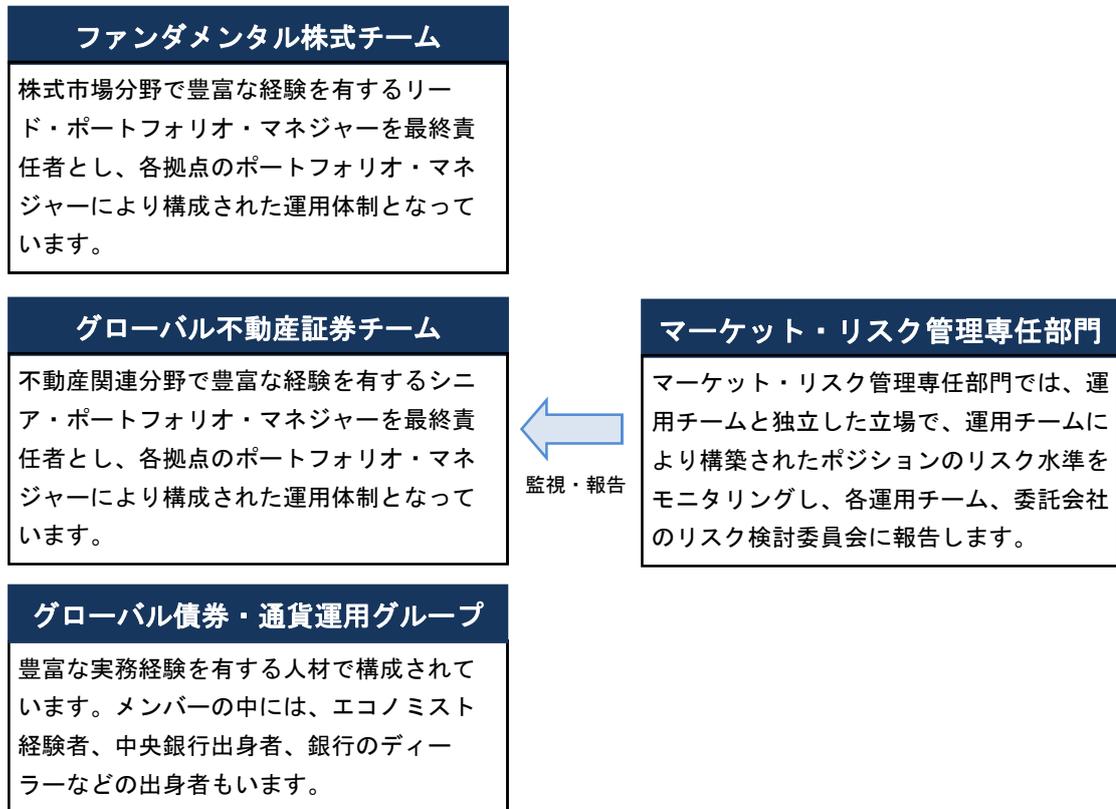
(注) 上記投資信託証券については、日々の流出入額が純資産総額の一定割合を超える場合、純資産価格の調整が行われます。これは、資金の流出入から受ける取引コスト等が当該投資信託証券に与えるインパクトを軽減することを意図していますが、算出日における資金の流出入の動向が、純資産価格に影響を与えることとなります。

※上記は本書提出日現在の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

(3) 【運用体制】

a. 組織

各投資信託証券の運用は、専門の運用チームが担当します。また、運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。



(注1) リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合は、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）。

c. 内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

(4) 【分配方針】

2007年7月17日以降、毎月決算を行い、毎計算期末（毎月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、各資産からの配当、利息収益を中心に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。また、基準価額水準や市場動向等によっては、最大で年4回（3月、6月、9月、12月の決算時）、各資産の値上がり益や為替の評価益等を勘案して分配を行う場合があります。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
 - ② 分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本（1万口＝1万円）を下回る場合においても分配を行うことがあります。
 - ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。
- ※ 一般コースの場合、収益分配金は、原則として計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。
 - ※ 自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金は、税金を差引いた後無手数料で全額自動的に再投資されます。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。
 - ※ 自動けいぞく投資コースの場合で、収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

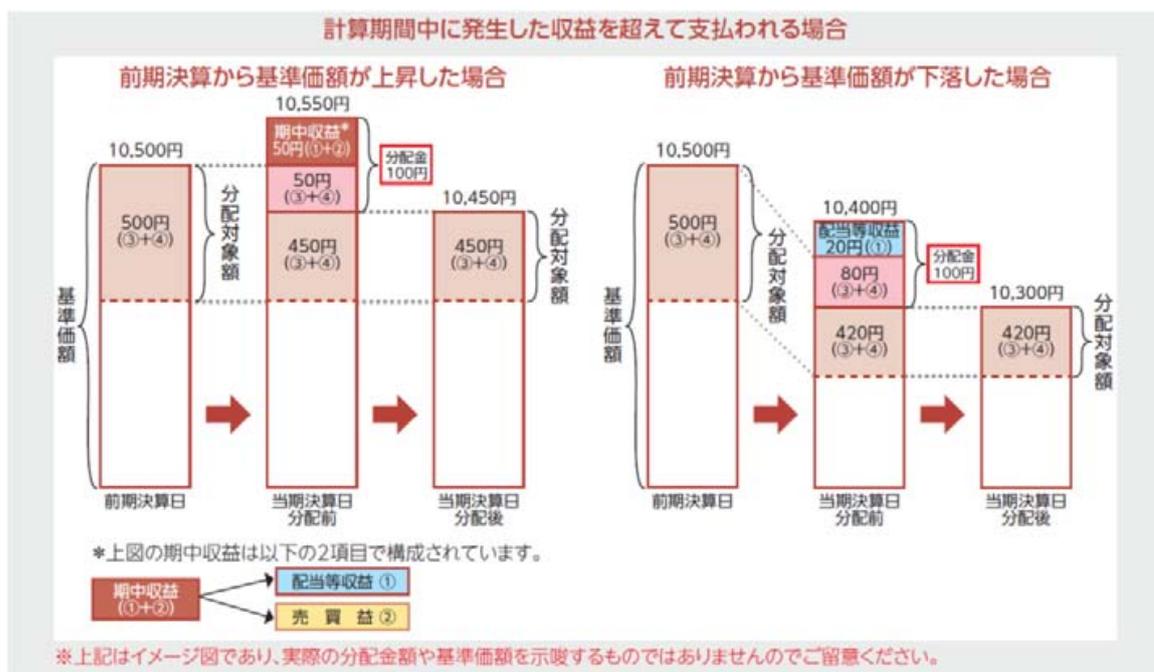
<収益分配金に関わる留意点>

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金（当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益）④収益調整金（信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分）です。



上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超過して支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組み入れ資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がりだが、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金（特別分配金）として非課税の扱いになります。



普通分配金：個別元本（投資家のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

(5) 【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

(a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

1. 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
2. 株式（指定投資信託証券を除きます。）への直接投資は行いません。
3. 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
4. 指定投資信託証券、コマーシャル・ペーパー（外国または外国の者の発行する証券または証書でコマーシャル・ペーパーの性質を有するものを含みます。）および外国法人が発行する譲渡性預金証書以外の有価証券への直接投資は行いません。
5. 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。
6. デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
7. 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
8. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(b) 信託約款上のその他の投資制限

1. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第21条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

2. 外国為替予約の運用指図（信託約款第22条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

かかる予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。かかる限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価相当額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

3. 資金の借入れ（信託約款第30条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが5営業日以内である場合のその期間とし、資金借入れは当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日

までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しないことにつき、ご注意ください。

(a) 元本変動リスク

投資信託は預貯金と異なります。本ファンド（文脈により、組入れる投資信託証券を含む場合、あるいはこれらのみを指す場合があります。）は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。主なリスクとして以下のものがあげられます。

1. 株式投資リスク（価格変動リスク・信用リスク）

本ファンドは、外国株式を投資対象とする投資信託証券に投資しますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うこととなります。

本ファンドの基準価額は、株式等の組入る有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特に株式の下降局面では本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が高いと考えられます。

一般には株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

2. リート投資リスク

本ファンドは、世界のリート（不動産投資信託）を投資対象とする投資信託証券に投資しますので、本ファンドへの投資には、リート投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うこととなります。本ファンドの基準価額は、リート等の組入資産の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特に世界のリート市場の下降局面では、本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が高いと考えられます。リートへの投資リスクとして、主に以下のものがあげられます。

(a) 価格変動リスク

一般にはリートの市場価格は、リートに組入れられる個々の不動産等の価値や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられるリートの市場価格は下落する可能性があります。

(b) 収益性悪化リスク

リートは、その収益の大部分を賃料収入が占めており、景気動向や不動産の需給の影響により、賃料や稼働率の低下あるいはテナントの債務不履行・倒産等によって賃料収入が低下し、収益性が悪化することがあります。また、管理コストの上昇、税制・環境・都市整備等に関する法令の変更によるコスト・税金の増大、組入れ不動産の滅失・破損等によっても、収益性が悪化する場合があります。このような場合、収益性の悪化がリートの市場価格の下落をもたらすこともあります。また、収益性の悪化により、本ファンドが受領するリートからの収益配当分配金が減少することもあります。

(c) 信用リスク

リートの資金繰りや収益性の悪化によりリートが清算され、投資した資金を回収できないこともあります。

(d) 金利リスク

金利の上昇局面では、リートに対する投資価値が相対的に低下し、リートの市場価格の低下につながる場合があります。また、借入れを行うリートにおいては、金利負担の増大により、収益性が悪化する可能性があります。

(e) 流動性リスク

リートには、上場企業が発行する株式等に比べて純資産総額が小さく、売買の少ない流動性の低いものが少なくありません。その結果、こうしたリートへの投資はボラティリティ（市場価格のブレ幅を計る指標）が比較的高く、また、流動性の高い株式等に比べ市場によっては大幅な安値での売却を余

儀なくされる可能性があります。

(f) マネジメント・リスク、集中投資リスク

リートの運営・管理および収益性は、リートのマネジメント能力および資金繰りの状況に依存します。リートによっては、地域的、業種別に分散していない場合があります、よりリスクが高い場合があります。

(g) 追加口数の発行による収益性の希薄化リスク

リートは、追加的に投資口数を発行する場合があります、その場合、投資口数の増大により収益性が希薄化し、1口当たりのリートの収益性が低下することがあります。

(h) カントリー・リスク

本ファンドは先進国を中心とした世界のリートに投資しますが、各国の政治・経済情勢や税制の変更などにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる可能性があります。

3. コモディティ投資リスク

本ファンドが組入れる投資信託証券は、商品指数先物取引等を利用しS&P GSCIトータル・リターン・インデックスに概ね連動する投資成果をめざすため、本ファンドの基準価額は、S&P GSCIを構成する様々な商品先物市場の変動の影響を受けます。個々の商品先物の価格は、商品の需給関係の変化、天候、農業生産、貿易動向、為替レート、金利の変動、政治的・経済的事由および政策、疾病、伝染病、技術発展等の様々な要因に基づき変動します。商品先物価格が下落すれば、指数の下落要因となります。

4. 為替リスク

本ファンドの実質外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジは行いません。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。

為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

5. アクティブ運用に関するリスク

本ファンドが投資する投資信託証券の組入れ銘柄は、参考指標とするインデックスの構成銘柄から大きく異なる場合があります。その結果、各投資信託証券の基準価額の値動きが、参考指標の動きから大きくかい離することがあります。

6. 市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場、外国為替市場およびコモディティ市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる可能性があります。

7. 取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

(b) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(c) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(d) 基準価額に関わる留意点

ファンド・オブ・ファンズの基準価額は、主として組入れる投資信託証券の基準価額または純資産価格および外貨建投資信託に投資する場合は為替レートの影響を反映します。したがって、ファンド・オブ・ファンズの基準価額は必ずしも投資対象市場の動向のみを直接に反映するものではなく、組入れ投資信託証券における運用の結果を反映します。また、ファンド・オブ・ファンズの基準価額は、組入れ投資信託証券が採用する組入資産の評価時点の市場価格を間接的に反映するため、基準価額が計算される時点での直近の投資対象市場の動向とは、異なる動きをすることがあります。

本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等

に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

(e) 参考指標に関わる留意点

本ファンドは、MSCIコクサイ高配当利回りインデックス（円換算ベース）50%+S&P先進国REITインデックス（除く米国、トータル・リターン、円ベース）およびS&P先進国REITインデックス（トータル・リターン、円ベース）を1対1の割合で合成した指数30%+S&P GSCIトータル・リターン・インデックス（円換算ベース）20%を運用上の参考指標として運用を行いますが、実際のパフォーマンスは、参考指標を下回ることがあります。また、参考指標とするインデックスが下落する局面においては、一般に、本ファンドの基準価額も下落する傾向があります。

(f) 繰上償還に関わる留意点

委託会社は、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には、受託銀行と協議のうえ、必要な手続きを経て、この信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続きを経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。繰上償還された場合には、申込手数料は返還されません。

(g) 外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関わる留意点

2014年6月30日より後に行われる米国源泉の利子または配当（および同様の支払い）の本ファンドに対する支払いおよび2016年12月31日より後に行われる米国源泉の利子もしくは配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額の本ファンドに対する一定の支払いは、30%の源泉徴収税の対象となります。ただし、本ファンドが米国内国歳入庁（以下「IRS」といいます。）との間で源泉徴収契約を締結すること、本ファンドが一定の受益者から一定の情報を取得すること、本ファンドがかかる情報のうち一定の情報をIRSに開示すること等の要件が満たされる場合には、源泉徴収税の対象とはなりません。本ファンドがかかる源泉徴収税の対象とならない保証はありません。受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

<外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）について>

外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）（以下「FATCA」といいます。）として知られる米国の源泉徴収規定により、外国金融機関またはその他の外国事業体に対する（i）2014年6月30日より後に行われる、定額または確定可能額の米国源泉の所得の1年に一度または定期的な一定の支払い、（ii）2016年12月31日より後に行われる、米国源泉の利子または配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額に帰せられる一定の支払い、および（iii）2016年12月31日より後に行われる、外国金融機関による一定の支払い（またはその一部）は、本ファンドがFATCAにおける各種報告要件を充足しない限り、30%の源泉徴収税の対象となります。米国は、日本の金融機関によるFATCAの実施に関して、日本政府との間で政府間協定（以下「日米政府間協定」といいます。）を締結しています。FATCAおよび日米政府間協定の下で、本ファンドは、この目的上、「外国金融機関」として扱われることが予想されます。本ファンドは、外国金融機関として、FATCAを遵守するには、IRSに登録して、IRSとの間で、特に以下の要件を本ファンドに義務付ける内容の契約（以下「FFI契約」といいます。）を締結する必要があります。

1. 受益者が「特定米国人」（すなわち、免税事業体および一定のその他の者を除く米国連邦所得税法上の米国人）および（一定の場合）特定米国人により所有される非米国人（以下「米国所有外国事業体」といいます。）に該当するか否かを判断するために、一定の受益者に関する情報を取得し、確認すること
2. FATCAを遵守していない受益者の情報（まとめて）、特定米国人の情報および米国所有外国事業体の情報を1年に一度IRSに報告すること
3. 特定米国人、米国所有外国事業体またはFATCAを遵守していない外国金融機関であって、本ファンドから報告義務のある額の支払いを受ける既存の口座保有者からの同意の取得を試み、一定の当該保有者の口座情報をIRSに報告すること、新規口座については、かかる同意の取得を口座開設の条件とすること

本ファンドがFFI契約を締結してこれを遵守することができる保証はなく、本ファンドがこの30%の源泉徴収税を免除される保証もありません。

各受益者は、本ファンドへの投資により、当該受益者の税務上の居住国・地域の税務当局が、本ファンドから、直接または間接的かを問わず、条約、政府間協定等の規定に従い、当該受益者に関する情報の提供を受ける可能性があることをご認識ください。これに関し、本ファンドが特定米国人および米国所有外国事業体である受益者に関する情報を1年に一度報告する義務に加えて、IRSは、日米租税条約に基づき、FATCAを遵守していない受益者に関する情報を日本の財務大臣に請求することができます。

受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

(h) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(i) その他の留意点

収益分配金、一部解約金および償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お買付代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

(注1) リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

(3) 参考情報

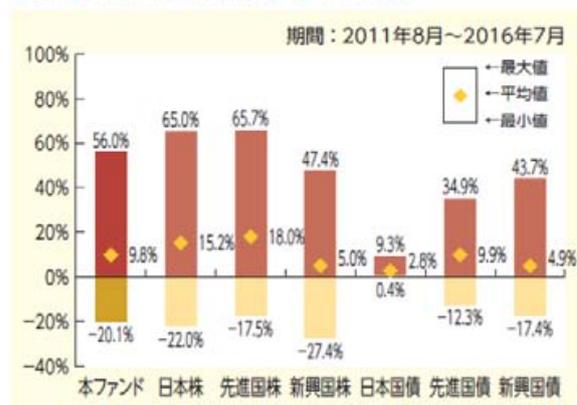
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

**本ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移**



●年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

**本ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較**



●グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

●すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。

●上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

●各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースまたは円換算ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

(a) 3.78% (税抜3.5%) を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

申込手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに申込みに関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。

(b) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。

(3)【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.5228% (税抜1.41%) を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分については以下のとおりとします。なお、販売会社の間における配分については販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められます。

支払先 および 役務の 内 容	委託会社 (ファンドの運用、受託銀行への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成等)	販売会社 (購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、分配金・換金代金・償還金の支払い業務等)	受託銀行 (ファンドの財産の管理、委託会社からの指図の実行等)
配 分	年率0.7020% (税抜0.65%)	年率0.7560% (税抜0.70%)	年率0.0648% (税抜0.06%)

なお、委託会社の報酬には、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

ただし、組入れる投資信託証券において、年率0.09%程度の運用報酬（ファンドの運用等に対する対価）を別途受領しますので、受益者が実質的に負担する信託報酬は、概算で年率1.6128% (税込) 程度となります。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

(参考) 組入れる投資信託証券の運用報酬等

投資信託証券の名称	運用報酬率 (上限)
ケイマン籍外国投資信託 ゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニット・トラスト ゴールドマン・サックス エンハンスト・コモディティ・サブ・トラスト (日本においては適格機関投資家限定)	年率0.45% (注)

(注) 本ファンドにおいて実質的に負担される当該組入れ投資信託証券の運用報酬率は、基本資産配分の場合、0.09% (年率0.45%×20%) となります。配分比率は信託財産の時価変動の影響を受けるため、それに伴って全体の信託報酬率も変動します。このほか、組入れる投資信託証券においても、投資信託証券にかかる信託事務の処理等に要する諸費用等が支払われます。

* 詳しくは前記「第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象 (e) 投資対象とする投資信託証券 (指定投資信託

証券) 」をご覧ください。

(4) 【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

- (a) 株式等の売買委託手数料
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c) 借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。）

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上し、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の定率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。また、このほかに、組入れる投資信託証券においても、各組入れ投資信託証券の運用報酬のほか、信託事務の処理等に要する諸費用、株式等の売買手数料等取引に関する費用、信託財産に関する租税等が支払われます。

また、本ファンドの実質的な投資対象には上場リートが含まれますが、当該上場リートは市場の需給により価格形成されるため、費用は表示しておりません。

(5) 【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個人の受益者の場合^{*1}

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金×20.315% ^{*2}
換金時 (解約請求による場合)	所得税および地方税	譲渡益×20.315% ^{*2}
償還時	所得税および地方税	譲渡益×20.315% ^{*2}

*1 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

*2 詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

元本払戻金（特別分配金）は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。

また、信託報酬および売買委託手数料その他信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は、少額投資非課税制度(NISA)の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度(NISA)をご利用の場合、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方を対象に、以下の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・20歳以上の方・・・毎年、年間120万円まで
- ・20歳未満の方・・・毎年、年間80万円まで

NISAの非課税期間（5年）以内に信託期間が終了（繰上償還を含む）した場合、制度上、本ファンドで利用した非課税投資額（NISA枠）を再利用することはできません。

<個別元本について>

- ① 個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>をご覧ください。）

<収益分配金の課税について>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

① 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税（配当控除の適用なし）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合（申告分離課税を選択した場合に限り）、他の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り）および譲渡

所得等ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

<換金時および償還時の課税について>

① 個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。また、買取差損益および解約（償還）差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、他の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り）および譲渡所得等ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2016年7月29日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン	300,753,988	19.40
親投資信託受益証券	日本	1,248,740,287	80.54
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	870,557	0.06
合計(純資産総額)	—	1,550,364,832	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<GSグローバル高配当株式マザーファンド>

(2016年7月29日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	389,003,411	50.68
	イタリア	19,627,543	2.56
	フランス	49,778,272	6.48
	オーストラリア	38,888,003	5.07
	イギリス	68,157,022	8.88
	スイス	68,528,903	8.93
	バミューダ	8,488,732	1.11
	シンガポール	11,937,391	1.56
	ニュージーランド	8,396,022	1.09
	オランダ	10,638,119	1.39
	スペイン	12,358,536	1.61
	スウェーデン	24,210,886	3.15
	メキシコ	6,345,852	0.83
	台湾	6,363,520	0.83
	小計	722,722,212	94.15
投資信託受益証券	アメリカ	16,145,018	2.10
	カナダ	11,619,936	1.51
	小計	27,764,954	3.61
投資証券	フランス	8,136,950	1.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	8,978,115	1.17
合計(純資産総額)	—	767,602,231	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<GSグローバルREITポートフォリオ マザーファンド>

(2016年7月29日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	日本	1,598,355,500	15.97
	アメリカ	3,616,712,502	36.14
	カナダ	350,663,113	3.50
	フランス	876,003,693	8.75
	オーストラリア	1,577,139,300	15.76
	イギリス	600,938,161	6.00
	シンガポール	856,804,058	8.56
	オランダ	161,050,766	1.61
	スペイン	83,451,244	0.83
		小計	9,721,118,337
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	286,892,418	2.87
合計(純資産総額)	—	10,008,010,755	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(2016年7月29日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資 信託受 益証券	G Sグローバル高配当株式マザーファンド	724,166,087	1.0813	783,040,790	1.0600	767,616,052	49.51
2	日本	親投資 信託受 益証券	G SグローバルREITポートフォリオ マザーファン ド	350,188,686	1.3634	477,447,254	1.3739	481,124,235	31.03
3	ケイ マン	投資信 託受益 証券	ゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニッ ト・トラストーゴールドマン・サックス エンハンスト ・コモディティ・サブ・トラスト(日本においては 適格機関投資家限定) FOFクラス	922,264,990	0.34	322,506,471	0.32	300,753,988	19.40

種類別及び業種別投資比率 (2016年7月29日現在)

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	19.40
親投資信託受益証券	80.54
合計	99.94

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

< G Sグローバル高配当株式マザーファンド >

(2016年7月29日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	ALTRIA GROUP INC	食品・飲料・ タバコ	5,500	7,196.62	39,581,445	7,007.62	38,541,944	5.02
2	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	3,942	9,914.67	39,083,664	9,418.68	37,128,452	4.84
3	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイ オテクノロジー ジー・ライフ サイエンス	9,404	3,855.18	36,254,172	3,829.08	36,008,681	4.69
4	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイ オテクノロジー ジー・ライフ サイエンス	2,447	12,862.45	31,474,429	12,996.11	31,801,489	4.14
5	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS INC	電気通信サー ビス	5,390	5,830.81	31,428,081	5,728.48	30,876,514	4.02
6	アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイ オテクノロジー ジー・ライフ サイエンス	4,720	6,228.65	29,399,242	6,101.26	28,797,950	3.75
7	スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・バイ オテクノロジー ジー・ライフ サイエンス	3,035	8,578.38	26,035,394	8,562.38	25,986,851	3.39
8	イギリス	株式	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	エネルギー	8,915	2,864.74	25,539,246	2,729.28	24,331,556	3.17
9	イギリス	株式	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	家庭用品・ パーソナル用 品	2,261	10,217.10	23,100,871	10,229.48	23,128,857	3.01
10	アメリカ	株式	CONAGRA FOODS INC	食品・飲料・ タバコ	4,093	5,022.60	20,557,510	4,846.13	19,835,219	2.58
11	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイ オテクノロジー ジー・ライフ サイエンス	655	27,094.68	17,747,017	26,177.66	17,146,370	2.23
12	イギリス	株式	VODAFONE GROUP PLC	電気通信サー ビス	53,641	310.81	16,672,577	315.97	16,949,223	2.21

(2016年7月29日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
13	オーストラリア	株式	AUST AND NZ BANKING GROUP	銀行	8,334	1,944.35	16,204,295	2,024.49	16,872,109	2.20
14	アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導 体製造装置	4,537	3,675.58	16,676,125	3,630.68	16,472,411	2.15
15	アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES CORE HIGH DIVIDEND ETF	—	1,873	8,752.48	16,393,403	8,619.87	16,145,018	2.10
16	フランス	株式	TOTAL SA	エネルギー	3,210	5,112.61	16,411,491	4,914.23	15,774,710	2.06
17	オーストラリア	株式	SYDNEY AIRPORT	運輸	25,755	557.77	14,365,521	589.98	15,195,079	1.98
18	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	2,260	6,695.41	15,131,628	6,693.32	15,126,908	1.97
19	フランス	株式	SAFRAN SA	資本財	1,785	7,295.30	13,022,122	7,431.79	13,265,758	1.73
20	スウェーデン	株式	HENNES & MAURITZ AB-B	小売	4,223	3,120.42	13,177,571	3,091.41	13,055,037	1.70
21	アメリカ	株式	P G & E CORP	公益事業	1,946	6,703.76	13,045,524	6,656.77	12,954,084	1.69
22	アメリカ	株式	NEXTERA ENERGY INC	公益事業	949	13,286.40	12,608,794	13,305.19	12,626,631	1.64
23	スペイン	株式	IBERDROLA SA	公益事業	17,521	702.63	12,310,791	705.35	12,358,536	1.61
24	シンガポール	株式	DBS GROUP HOLDINGS LTD	銀行	9,721	1,233.41	11,990,012	1,228.00	11,937,391	1.56
25	アメリカ	株式	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	資本財	975	12,435.37	12,124,494	12,087.65	11,785,468	1.54
26	アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO	資本財	3,608	3,407.22	12,293,266	3,263.12	11,773,355	1.53
27	フランス	株式	VINCI SA	資本財	1,499	7,670.07	11,497,446	7,759.14	11,630,956	1.52
28	カナダ	投資信託 受益証券	ISHARES S&P/TSX 60 INDEX ETF	—	6,857	1,688.25	11,576,375	1,694.60	11,619,936	1.51
29	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	1,946	5,611.53	10,920,039	5,869.44	11,421,946	1.49
30	スイス	株式	ZURICH INSURANCE GROUP AG	保険	454	25,281.97	11,478,016	24,759.48	11,240,807	1.46

種類別及び業種別投資比率

(2016年7月29日現在)

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	11.16
		素材	2.30
		資本財	6.31
		運輸	3.08
		耐久消費財・アパレル	0.49
		消費者サービス	1.34
		小売	1.70
		食品・飲料・タバコ	9.95
		家庭用品・パーソナル用品	5.85
		ヘルスケア機器・サービス	0.95
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	19.39
		銀行	6.62
		各種金融	2.68
		保険	1.46
		ソフトウェア・サービス	2.38
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.40
		電気通信サービス	6.23
公益事業	7.11		
半導体・半導体製造装置	3.74		
投資信託受益証券	外国	—	3.61
投資証券	外国	—	1.06
合計			98.83

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<GSグローバルREITポートフォリオ マザーファンド>

(2016年7月29日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資証券	NATIONAL RETAIL PROPERTIES	146,663	4,924.44	722,234,199	5,475.78	803,095,026	8.02
2	アメリカ	投資証券	EPR PROPERTIES	67,274	7,360.56	495,174,704	8,698.18	585,161,765	5.85
3	アメリカ	投資証券	LIBERTY PROPERTY TRUST	114,457	3,773.73	431,930,821	4,196.63	480,334,801	4.80
4	オーストラ リア	投資証券	STOCKLAND	977,483	355.87	347,863,522	395.94	387,026,965	3.87
5	オーストラ リア	投資証券	VICINITY CENTRES	1,284,627	255.32	327,990,966	274.17	352,211,837	3.52
6	フランス	投資証券	KLEPIERRE	63,213	4,755.19	300,590,059	4,887.05	308,925,566	3.09
7	日本	投資証券	ケネディクス商業リート投資法人	1,086	294,500	319,827,000	280,100	304,188,600	3.04
8	フランス	投資証券	FONCIERE DES REGIONS	30,242	9,313.74	281,666,379	9,754.45	294,994,110	2.95
9	アメリカ	投資証券	NATL HEALTH INVESTORS INC	35,067	7,295.82	255,842,709	8,156.24	286,015,085	2.86
10	オーストラ リア	投資証券	MIRVAC GROUP	1,642,604	152.40	250,343,362	173.61	285,184,964	2.85
11	イギリス	投資証券	BRITISH LAND CO PLC	307,927	1,002.59	308,725,670	911.13	280,563,451	2.80
12	シンガポ ール	投資証券	FORTUNE REIT	2,047,000	114.41	234,197,270	134.06	274,424,095	2.74
13	フランス	投資証券	UNIBAIL-RODAMCO SE	9,716	27,217.15	264,441,839	28,003.70	272,084,017	2.72
14	日本	投資証券	トップリート投資法人	577	409,500	236,281,500	437,500	252,437,500	2.52
15	オーストラ リア	投資証券	CHARTER HALL GROUP	573,873	392.01	224,966,480	438.36	251,565,723	2.51
16	シンガポ ール	投資証券	CAPITALAND COMMERCIAL TRUST	2,038,000	115.73	235,874,485	117.15	238,761,788	2.39
17	日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	930	244,700	227,571,000	244,200	227,106,000	2.27
18	アメリカ	投資証券	SENIOR HOUSING PROP TRUST	95,956	1,939.07	186,066,303	2,283.66	219,131,397	2.19
19	日本	投資証券	イオンリート投資法人	1,612	138,200	222,778,400	129,500	208,754,000	2.09
20	日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人	379	557,000	211,103,000	548,000	207,692,000	2.08
21	日本	投資証券	ケネディクス・レジデンシャル投資法人	702	302,000	212,004,000	278,700	195,647,400	1.95
22	アメリカ	投資証券	WP GLIMCHER INC	147,709	1,173.68	173,363,218	1,295.85	191,409,033	1.91
23	アメリカ	投資証券	HCP INC	43,503	3,607.71	156,946,252	4,074.46	177,251,599	1.77
24	日本	投資証券	日本リテールファンド投資法人	687	266,100	182,810,700	252,000	173,124,000	1.73
25	アメリカ	投資証券	HOSPITALITY PROPERTIES TRUST	51,412	2,751.46	141,458,421	3,312.20	170,286,950	1.70
26	イギリス	投資証券	HAMMERSON PLC	222,204	799.04	177,551,951	757.79	168,384,036	1.68
27	オランダ	投資証券	WERELDHAVE NV	32,634	5,210.93	170,053,604	4,935.06	161,050,766	1.61
28	アメリカ	投資証券	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	44,853	3,522.08	157,976,150	3,579.51	160,552,103	1.60
29	イギリス	投資証券	BIG YELLOW GROUP PLC	153,920	1,148.37	176,757,956	987.46	151,990,674	1.52
30	アメリカ	投資証券	GENL GROWTH PROPERTIES	52,941	2,827.69	149,700,927	2,793.23	147,876,654	1.48

種類別及び業種別投資比率（2016年7月29日現在）

種類	投資比率（%）
投資証券	97.13
合計	97.13

（注） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

（2016年7月29日現在）

該当事項はありません。

参考情報

<GSグローバル高配当株式マザーファンド>

（2016年7月29日現在）

該当事項はありません。

<GSグローバルREITポートフォリオ マザーファンド>

（2016年7月29日現在）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

（2016年7月29日現在）

該当事項はありません。

参考情報

<GSグローバル高配当株式マザーファンド>

（2016年7月29日現在）

該当事項はありません。

<GSグローバルREITポートフォリオ マザーファンド>

（2016年7月29日現在）

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2016年7月29日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純 資産額 (円) (分配落)	1口当たり純 資産額 (円) (分配付)
第1特定期間末 (2007年7月17日)	16,350	16,397	1.0379	1.0409
第2特定期間末 (2008年1月15日)	14,379	14,429	0.8655	0.8685
第3特定期間末 (2008年7月15日)	12,653	12,700	0.8045	0.8075
第4特定期間末 (2009年1月15日)	5,096	5,140	0.3437	0.3467
第5特定期間末 (2009年7月15日)	5,530	5,552	0.3716	0.3731
第6特定期間末 (2010年1月15日)	6,636	6,651	0.4630	0.4640
第7特定期間末 (2010年7月15日)	5,364	5,378	0.4061	0.4071
第8特定期間末 (2011年1月17日)	5,117	5,122	0.4501	0.4506
第9特定期間末 (2011年7月15日)	4,250	4,254	0.4422	0.4427
第10特定期間末 (2012年1月16日)	3,175	3,180	0.3853	0.3858
第11特定期間末 (2012年7月17日)	2,897	2,901	0.4146	0.4151
第12特定期間末 (2013年1月15日)	3,090	3,093	0.5159	0.5164
第13特定期間末 (2013年7月16日)	3,150	3,153	0.5932	0.5937
第14特定期間末 (2014年1月15日)	2,898	2,901	0.6317	0.6322
第15特定期間末 (2014年7月15日)	2,759	2,761	0.6671	0.6676
第16特定期間末 (2015年1月15日)	2,350	2,352	0.6839	0.6844
第17特定期間末 (2015年7月15日)	2,179	2,181	0.7270	0.7275
第18特定期間末 (2016年1月15日)	1,637	1,639	0.5833	0.5838
第19特定期間末 (2016年7月15日)	1,597	1,598	0.5986	0.5991
2015年7月末日	2,149	—	0.7198	—
8月末日	1,963	—	0.6648	—
9月末日	1,865	—	0.6340	—
10月末日	1,960	—	0.6757	—
11月末日	1,900	—	0.6630	—
12月末日	1,807	—	0.6413	—
2016年1月末日	1,682	—	0.6007	—
2月末日	1,592	—	0.5705	—
3月末日	1,668	—	0.6017	—
4月末日	1,674	—	0.6055	—
5月末日	1,694	—	0.6166	—
6月末日	1,536	—	0.5756	—
7月末日	1,550	—	0.5842	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	2007年4月25日～2007年7月17日	0.0030
第2特定期間	2007年7月18日～2008年1月15日	0.0180
第3特定期間	2008年1月16日～2008年7月15日	0.0180
第4特定期間	2008年7月16日～2009年1月15日	0.0180
第5特定期間	2009年1月16日～2009年7月15日	0.0120
第6特定期間	2009年7月16日～2010年1月15日	0.0085
第7特定期間	2010年1月16日～2010年7月15日	0.0060
第8特定期間	2010年7月16日～2011年1月17日	0.0030
第9特定期間	2011年1月18日～2011年7月15日	0.0030
第10特定期間	2011年7月16日～2012年1月16日	0.0030
第11特定期間	2012年1月17日～2012年7月17日	0.0030
第12特定期間	2012年7月18日～2013年1月15日	0.0030
第13特定期間	2013年1月16日～2013年7月16日	0.0030
第14特定期間	2013年7月17日～2014年1月15日	0.0030
第15特定期間	2014年1月16日～2014年7月15日	0.0030
第16特定期間	2014年7月16日～2015年1月15日	0.0030
第17特定期間	2015年1月16日～2015年7月15日	0.0030
第18特定期間	2015年7月16日～2016年1月15日	0.0030
第19特定期間	2016年1月16日～2016年7月15日	0.0030

③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第1特定期間	2007年4月25日～2007年7月17日	4.1
第2特定期間	2007年7月18日～2008年1月15日	△14.9
第3特定期間	2008年1月16日～2008年7月15日	△5.0
第4特定期間	2008年7月16日～2009年1月15日	△55.0
第5特定期間	2009年1月16日～2009年7月15日	11.6
第6特定期間	2009年7月16日～2010年1月15日	26.9
第7特定期間	2010年1月16日～2010年7月15日	△11.0
第8特定期間	2010年7月16日～2011年1月17日	11.6
第9特定期間	2011年1月18日～2011年7月15日	△1.1
第10特定期間	2011年7月16日～2012年1月16日	△12.2
第11特定期間	2012年1月17日～2012年7月17日	8.4
第12特定期間	2012年7月18日～2013年1月15日	25.2
第13特定期間	2013年1月16日～2013年7月16日	15.6
第14特定期間	2013年7月17日～2014年1月15日	7.0
第15特定期間	2014年1月16日～2014年7月15日	6.1
第16特定期間	2014年7月16日～2015年1月15日	3.0
第17特定期間	2015年1月16日～2015年7月15日	6.7
第18特定期間	2015年7月16日～2016年1月15日	△19.4
第19特定期間	2016年1月16日～2016年7月15日	3.1

(4) 【設定及び解約の実績】

下記特定期間中の設定及び解約の実績ならびに当該特定期間末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1特定期間	2007年4月25日～2007年7月17日	15,805,748,299	52,341,324	15,753,406,975
第2特定期間	2007年7月18日～2008年1月15日	1,878,123,438	1,016,227,099	16,615,303,314
第3特定期間	2008年1月16日～2008年7月15日	175,978,712	1,063,902,915	15,727,379,111
第4特定期間	2008年7月16日～2009年1月15日	344,123,396	1,243,713,003	14,827,789,504
第5特定期間	2009年1月16日～2009年7月15日	337,610,551	284,638,796	14,880,761,259
第6特定期間	2009年7月16日～2010年1月15日	131,306,222	676,806,943	14,335,260,538
第7特定期間	2010年1月16日～2010年7月15日	53,191,113	1,179,027,359	13,209,424,292
第8特定期間	2010年7月16日～2011年1月17日	30,072,825	1,871,064,368	11,368,432,749
第9特定期間	2011年1月18日～2011年7月15日	36,025,727	1,792,073,399	9,612,385,077
第10特定期間	2011年7月16日～2012年1月16日	19,518,624	1,389,580,120	8,242,323,581
第11特定期間	2012年1月17日～2012年7月17日	15,536,209	1,269,190,868	6,988,668,922
第12特定期間	2012年7月18日～2013年1月15日	12,965,504	1,011,307,269	5,990,327,157
第13特定期間	2013年1月16日～2013年7月16日	54,052,181	732,290,570	5,312,088,768
第14特定期間	2013年7月17日～2014年1月15日	11,782,164	734,639,060	4,589,231,872
第15特定期間	2014年1月16日～2014年7月15日	10,779,184	463,800,702	4,136,210,354
第16特定期間	2014年7月16日～2015年1月15日	11,649,506	711,062,681	3,436,797,179
第17特定期間	2015年1月16日～2015年7月15日	6,329,291	445,146,002	2,997,980,468
第18特定期間	2015年7月16日～2016年1月15日	5,740,740	195,922,755	2,807,798,453
第19特定期間	2016年1月16日～2016年7月15日	6,131,609	145,582,531	2,668,347,531

(注) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

(参考) 運用実績

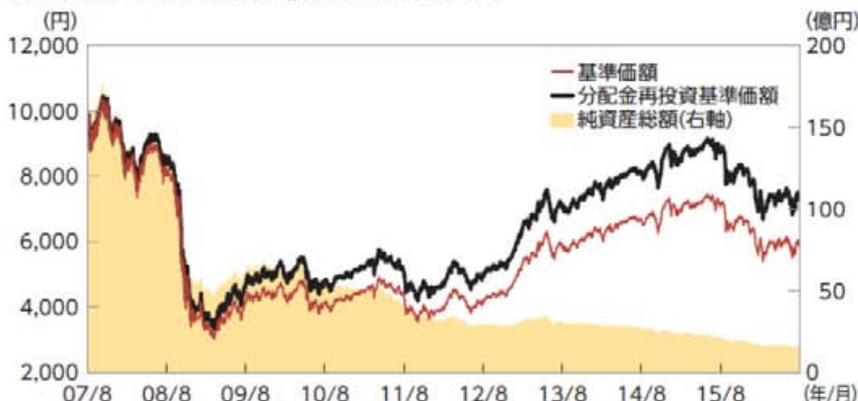
最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2016年7月29日現在

基準価額・純資産の推移

2007年8月1日～2016年7月29日(設定日:2007年4月25日)



基準価額・純資産総額

基準価額	5,842円
純資産総額	15.5億円

期間別騰落率 (分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	1.58%
3ヵ月	-3.27%
6ヵ月	-2.25%
1年	-18.04%
3年	3.21%
5年	42.05%
設定来	-27.41%

● 分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)とは、本ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金(税引前)で本ファンドを購入(再投資)した場合の基準価額および騰落率です。● 基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	15/8/17	15/9/15	15/10/15	15/11/16	15/12/15	16/1/15	16/2/15	16/3/15	16/4/15	16/5/16	16/6/15	16/7/15	直近1年 累計	設定来 累計
分配金	5円	5円	5円	5円	5円	5円	5円	5円	5円	5円	5円	5円	60円	1,195円

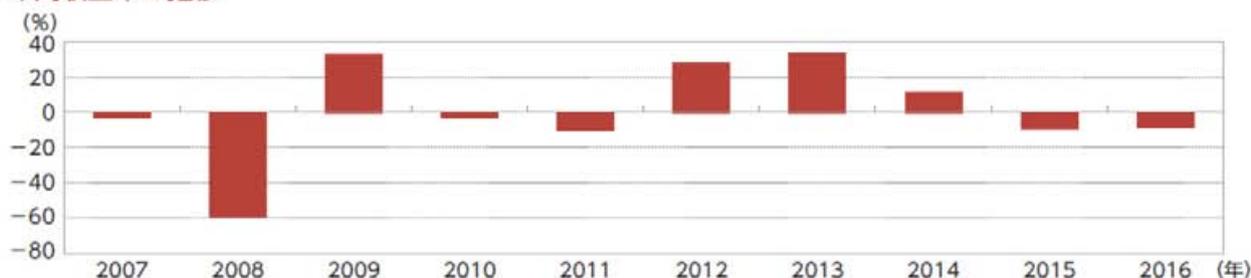
● 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

資産配分比率*	比率	通貨配分比率	比率	上位銘柄	セクター	比率	
世界高配当 株式	49.5%	米ドル	57.3%	世界高配当 株式	ALTRIA GROUP INC	生活必需品	2.5%
		ユーロ	10.0%		EXXON MOBIL CORP	エネルギー	2.4%
		オーストラリアドル	7.6%		PFIZER INC	ヘルスケア	2.3%
英ポンド	6.4%	JOHNSON & JOHNSON	ヘルスケア		2.1%		
日本円	5.8%	VERIZON COMMUNICATIONS INC	電気通信サービス		2.0%		
スイスフラン	4.5%	ナショナル・リテール・プロパティーズ	小売・商業施設		2.5%		
グローバル・ リート	31.0%	シンガポールドル	2.6%	グローバル・ リート	EPRプロパティーズ	多業種投資型	1.8%
		カナダドル	1.9%		リパティエ・プロパティ・トラスト	多業種投資型	1.5%
		スウェーデンクローナ	1.6%		ストックランド	多業種投資型	1.2%
コモディティ	19.4%	その他	1.4%	コモディティ	GSCI先物等	-	19.4%
		現金等	0.1%	合計			37.6%
		合計	100.0%	合計	100.0%		

*各投資信託証券の組入比率です。

年間収益率の推移



● 本ファンドの収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして算出しています。
 ● 2007年は設定日(4月25日)から年末までの騰落率、2016年は1月から7月末までの騰落率を表示しています。
 ● 本ファンドにベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。

お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日*¹受け付けます。毎営業日の午後3時*²までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

*1 英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日（以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付けのお申込みはお受けいたしません。収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、これを受け付けるものとします。

*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切ることがありますので、販売会社にご確認ください。

(2) 収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただくこととなります（ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。）。一度お選びいただいたコースは原則として途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。ただし、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。また、お申込みには申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：三ツ星）。

(4) お買付単位は、販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

(5) お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

(1) ご換金（解約）のお申込みは、毎営業日*¹受け付けます。毎営業日の午後3時*²までに、ご換金のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

*1 「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除きます。

*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切ることがありますので、販売会社にご確認ください。

(2) 受益者は、販売会社が別途定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(3) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。手取額は、当該基準価額から、換金にかかる税金を差し引いた金額となります。

詳しくは、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称: 三ツ星)。

(5) 一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として6営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円を超える大口のご換金は制限することがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託会社が判断したときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消させていただくことがあります。これにより一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。

(8) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 b. 約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法の規定に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 a. 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

本ファンド1万口当たりの純資産総額(以下「基準価額」といいます。)は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称: 三ツ星)。年2回(1月および7月)の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付請求があった場合には、交付します。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作

成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

本ファンドの信託期間は2007年4月25日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4) 【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎月16日から翌月15日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2007年4月25日から2007年7月17日までです。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

(5) 【その他】

a. 信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が30億口を下回るようになった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁の命令があったとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、下記b.に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときは（新受託者の選任を行う場合は、下記b.に定める手続を準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託は終了します。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託者の任務を辞任することができます。また、委託会社は信託約款に定める場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託銀行を解任することができます。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由が

あるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者と異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

c. 反対者の買取請求権

上記a. に規定する信託契約の解約または上記b. に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記a. または上記b. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

d. 関係法人との契約の更改等

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

e. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託銀行の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- ・委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- ・委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- ・委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- ・内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託銀行および委託会社が適当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- ・信託財産の保存に係る業務
- ・信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- ・委託会社のみの方針により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- ・受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

g. 投資信託証券の登録の管理

投資信託財産に属する外国投資信託証券については、受託銀行名義で当該外国投資信託証券の管理会社

において登録され、当該外国投資信託証券の発行国または当該管理会社が所在する国内の諸法令および慣例ならびに当該管理会社の諸規則にしたがって管理させることができます。

h. 混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本h.において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

i. 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前段落ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

j. 一部解約の請求および有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求、外国投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求、外国投資証券の償還の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

k. 再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、外国投資信託の受益証券にかかる収益分配金、外国投資証券の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、外国投資証券の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、原則として本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時の本ファンドの信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額）は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として6営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日（一般コースの場合）および交付開始前（自動けいぞく投資コースの場合）までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

(6) 換金手続等

前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 本ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成28年1月16日から平成28年7月15日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成28年8月10日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

石本貴之 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

山口健志 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGS世界分散ファンド(毎月決算型)の平成28年1月16日から平成28年7月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GS世界分散ファンド(毎月決算型)の平成28年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】

【GS世界分散ファンド(毎月決算型)】

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前期 (平成28年 1月15日現在)	当期 (平成28年 7月15日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		12,090	10,809
コール・ローン		23,465,090	26,193,894
投資信託受益証券		321,471,994	315,710,503
親投資信託受益証券		1,301,227,412	1,276,631,597
派生商品評価勘定		7,168	18,700
未収入金		10,000,000	—
未収利息		20	—
流動資産合計		1,656,183,774	1,618,565,503
資産合計		1,656,183,774	1,618,565,503
負債の部			
流動負債			
未払金		11,816,000	17,958,800
未払収益分配金		1,403,899	1,334,173
未払解約金		2,811,568	—
未払受託者報酬		96,465	81,560
未払委託者報酬		2,170,476	1,835,101
未払利息		—	71
その他未払費用		74,269	62,791
流動負債合計		18,372,677	21,272,496
負債合計		18,372,677	21,272,496
純資産の部			
元本等			
元本		2,807,798,453	2,668,347,531
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△1,169,987,356	△1,071,054,524
(分配準備積立金)		130,843,924	135,559,568
元本等合計		1,637,811,097	1,597,293,007
純資産合計		1,637,811,097	1,597,293,007
負債純資産合計		1,656,183,774	1,618,565,503

(2) 【損益及び剰余金計算書】

区分	注記 番号	前期	当期
		自 平成27年 7月16日 至 平成28年 1月15日	自 平成28年 1月16日 至 平成28年 7月15日
		金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
受取利息		2,114	311
有価証券売買等損益		△375,719,998	99,900,153
為替差損益		△15,377,978	△35,693,640
営業収益合計		△391,095,862	64,206,824
営業費用			
支払利息		—	2,528
受託者報酬		630,705	522,066
委託者報酬		14,190,884	11,746,468
その他費用		863,431	739,693
営業費用合計		15,685,020	13,010,755
営業利益又は営業損失 (△)		△406,780,882	51,196,069
経常利益又は経常損失 (△)		△406,780,882	51,196,069
当期純利益又は当期純損失 (△)		△406,780,882	51,196,069
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額 (△)		△449,956	1,187,795
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		△818,300,020	△1,169,987,356
剰余金増加額又は欠損金減少額		65,181,584	59,709,195
当期一部解約に伴う剰余金増加額又 は欠損金減少額		65,181,584	59,709,195
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,860,225	2,559,308
当期追加信託に伴う剰余金減少額又 は欠損金増加額		1,860,225	2,559,308
分配金		8,677,769	8,225,329
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△1,169,987,356	△1,071,054,524

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自 平成27年7月16日 至 平成28年1月15日	当期 自 平成28年1月16日 至 平成28年7月15日
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>2. デリバティブの評価基準及び評価方法</p> <p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。</p> <p>(2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。</p> <p>但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>(1) 投資信託受益証券 同左</p> <p>(2) 親投資信託受益証券 同左</p> <p>為替予約取引 同左</p> <p>外貨建取引等の処理基準 同左</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成28年1月15日現在)	当期 (平成28年7月15日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	2,997,980,468円	2,807,798,453円
期中追加設定元本額	5,740,740円	6,131,609円
期中一部解約元本額	195,922,755円	145,582,531円
2. 受益権の総数	2,807,798,453口	2,668,347,531口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,169,987,356円です。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,071,054,524円です。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期	当期
	自 平成27年 7月16日 至 平成28年 1月15日	自 平成28年 1月16日 至 平成28年 7月15日
分配金の計算過程		
	平成27年 7月16日から 平成27年 8月17日までの計算期間	平成28年 1月16日から 平成28年 2月15日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	2,656,922円	1,803,248円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	16,105,426円	15,392,498円
分配準備積立金額	130,787,880円	130,310,073円
本ファンドの分配対象収益額	149,550,228円	147,505,819円
本ファンドの期末残存口数	2,968,113,764口	2,797,009,650口
10,000口当たり収益分配対象額	503円	527円
10,000口当たり分配金額	5円	5円
収益分配金金額	1,484,056円	1,398,504円
	平成27年 8月18日から 平成27年 9月15日までの計算期間	平成28年 2月16日から 平成28年 3月15日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	2,678,146円	3,651,908円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	16,021,199円	15,376,950円
分配準備積立金額	130,929,231円	130,077,114円
本ファンドの分配対象収益額	149,628,576円	149,105,972円
本ファンドの期末残存口数	2,945,720,494口	2,784,477,867口
10,000口当たり収益分配対象額	507円	535円
10,000口当たり分配金額	5円	5円
収益分配金金額	1,472,860円	1,392,238円
	平成27年 9月16日から 平成27年10月15日までの計算期間	平成28年 3月16日から 平成28年 4月15日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	4,963,217円	2,860,442円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	15,900,116円	15,343,670円
分配準備積立金額	130,872,425円	131,559,801円
本ファンドの分配対象収益額	151,735,758円	149,763,913円
本ファンドの期末残存口数	2,918,195,366口	2,769,164,018口
10,000口当たり収益分配対象額	519円	540円
10,000口当たり分配金額	5円	5円
収益分配金金額	1,459,097円	1,384,582円

区分	前期	当期
	自 平成27年 7月16日 至 平成28年 1月15日	自 平成28年 1月16日 至 平成28年 7月15日
	平成27年10月16日から 平成27年11月16日までの計算期間	平成28年 4月16日から 平成28年 5月16日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	887,345円	2,643,255円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	15,778,968円	15,314,048円
分配準備積立金額	132,863,135円	132,433,751円
本ファンドの分配対象収益額	149,529,448円	150,391,054円
本ファンドの期末残存口数	2,886,436,649口	2,757,353,942口
10,000口当たり収益分配対象額	518円	545円
10,000口当たり分配金額	5円	5円
収益分配金金額	1,443,218円	1,378,676円
	平成27年11月17日から 平成27年12月15日までの計算期間	平成28年 5月17日から 平成28年 6月15日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	1,792,153円	3,484,381円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	15,506,256円	14,907,895円
分配準備積立金額	129,648,992円	129,618,933円
本ファンドの分配対象収益額	146,947,401円	148,011,209円
本ファンドの期末残存口数	2,829,278,464口	2,674,312,486口
10,000口当たり収益分配対象額	519円	553円
10,000口当たり分配金額	5円	5円
収益分配金金額	1,414,639円	1,337,156円
	平成27年12月16日から 平成28年 1月15日までの計算期間	平成28年 6月16日から 平成28年 7月15日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	3,237,858円	5,493,446円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	15,419,638円	14,949,397円
分配準備積立金額	129,009,965円	131,400,295円
本ファンドの分配対象収益額	147,667,461円	151,843,138円
本ファンドの期末残存口数	2,807,798,453口	2,668,347,531口
10,000口当たり収益分配対象額	525円	569円
10,000口当たり分配金額	5円	5円
収益分配金金額	1,403,899円	1,334,173円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 平成27年7月16日 至 平成28年1月15日	当期 自 平成28年1月16日 至 平成28年7月15日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>本ファンドが保有する主な金融資産は投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。</p> <p>デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。</p> <p>投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等を実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。</p> <p>マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。</p> <p>リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。</p>	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期	当期
	自 平成27年 7月16日 至 平成28年 1月15日	自 平成28年 1月16日 至 平成28年 7月15日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 (平成28年 1月15日現在)	当期 (平成28年 7月15日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△33,069,006	△14,013,932
親投資信託受益証券	△67,163,212	57,374,663
合計	△100,232,218	43,360,731

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

区分	種類	前期 (平成28年1月15日現在)				当期 (平成28年7月15日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場 取引 以外の 取引	為替予約取引								
	買建 米ドル	11,806,832	—	11,814,000	7,168	17,936,700	—	17,955,400	18,700
	合計	11,806,832	—	11,814,000	7,168	17,936,700	—	17,955,400	18,700

(注) 時価の算定方法

・為替予約取引

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

(1) 予約為替の受渡し日 (以下「当該日」という。) の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	前期 (平成28年1月15日現在)	当期 (平成28年7月15日現在)
1口当たり純資産額	0.5833円	0.5986円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	GSグローバルREITポートフォリオ マザーファンド	350,188,686	477,447,254	
		GSグローバル高配当株式マザーファンド	739,095,851	799,184,343	
小計				1,276,631,597	
米ドル	投資信託受 益証券	ゴールドマン・サックス・インベストメント・ユ ニット・トラストーゴールドマン・サックス エン ハンスト・コモディティ・サブ・トラスト(日本にお いては適格機関投資家限定) FOFクラス	890,244,497	2,988,550.77	
				2,988,550.77	
小計				(315,710,503)	
合計				1,592,342,100	
				(315,710,503)	

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券 1銘柄	100.0%	100.0%

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

参考情報

本ファンドは、「GSグローバル高配当株式マザーファンド」及び「GSグローバルREIT ポートフォリオ マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。また、「ゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニット・トラストーゴールドマン・サックス エンハンスト・コモディティ・サブ・トラスト(日本においては適格機関投資家限定) FOFクラス」を主要投資対象としております。

「ゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニット・トラストーゴールドマン・サックス エンハンスト・コモディティ・サブ・トラスト(日本においては適格機関投資家限定) FOFクラス」は、英領ケイマン諸島籍の契約型の外国投資信託です。同投資信託受益証券は、平成27年3月31日に計算期間が終了し、英領ケイマン諸島において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成されております。

なお、これらすべての親投資信託の状況、投資信託受益証券の組入資産の明細は以下の通りであり、以下に記載する情報は監査対象外です。

「GSグローバル高配当株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成28年 1月15日現在)	(平成28年 7月15日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		17,224,234	6,457,226
コール・ローン		2,000,035	1,999,983
株式		767,963,615	760,058,411
投資信託受益証券		27,648,703	29,049,156
未収配当金		2,215,173	1,585,712
未収利息		1	—
流動資産合計		817,051,761	799,150,488
資産合計		817,051,761	799,150,488
負債の部			
流動負債			
未払金		42,012	—
未払利息		—	5
流動負債合計		42,012	5
負債合計		42,012	5
純資産の部			
元本等			
元本		763,269,801	739,095,851
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		53,739,948	60,054,632
元本等合計		817,009,749	799,150,483
純資産合計		817,009,749	799,150,483
負債純資産合計		817,051,761	799,150,488

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成27年 7月16日 至 平成28年 1月15日	自 平成28年 1月16日 至 平成28年 7月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資信託受益証券 移動平均法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	株式、投資信託受益証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成28年 1月15日現在)	(平成28年 7月15日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	859,054,216円	763,269,801円
期中追加設定元本額	—円	11,420,325円
期中一部解約元本額	95,784,415円	35,594,275円
期末元本額	763,269,801円	739,095,851円
元本の内訳		
G S 世界分散ファンド (毎月決算型)	763,269,801円	739,095,851円
2. 受益権の総数	763,269,801口	739,095,851口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成27年7月16日 至 平成28年1月15日	自 平成28年1月16日 至 平成28年7月15日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は株式、投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。 デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等を実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	自 平成27年7月16日 至 平成28年1月15日	自 平成28年1月16日 至 平成28年7月15日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成28年1月15日現在)	(平成28年7月15日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	△88,135,182	70,119,184
投資信託受益証券	△2,756,254	4,170,439
合計	△90,891,436	74,289,623

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	(平成28年1月15日現在)	(平成28年7月15日現在)
1口当たり純資産額	1.0704円	1.0813円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
米ドル	EXXON MOBIL CORP	4,015	94.95	381,224.25	
	DU PONT (E. I.) DE NEMOURS	1,302	66.86	87,051.72	
	GENERAL ELECTRIC CO	3,675	32.63	119,915.25	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	993	119.09	118,256.37	
	MCDONALD'S CORP	841	123.93	104,225.13	
	ALTRIA GROUP INC	5,601	68.92	386,020.92	
	CONAGRA FOODS INC	4,169	48.10	200,528.90	
	PEPSICO INC	801	109.96	88,077.96	
	REYNOLDS AMERICAN INC	1,779	52.37	93,166.23	
	ABBOTT LABORATORIES	1,608	42.28	67,986.24	
	JOHNSON & JOHNSON	2,810	123.18	346,135.80	
	MERCK & CO. INC.	4,807	59.65	286,737.55	
	PFIZER INC	9,578	36.92	353,619.76	
	JPMORGAN CHASE & CO	2,302	64.12	147,604.24	
	WELLS FARGO & CO	1,398	48.94	68,418.12	
	INVESCO LTD	2,863	27.16	77,759.08	
	MICROSOFT CORP	1,982	53.74	106,512.68	
	CISCO SYSTEMS INC	3,425	29.76	101,928.00	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	5,489	55.84	306,505.76	
	AVANGRID INC	1,200	45.95	55,140.00	
	NEXTERA ENERGY INC	967	127.24	123,041.08	
P G & E CORP	1,982	64.20	127,244.40		
INTEL CORP	4,621	35.20	162,659.20		
QUALCOMM INC	918	54.88	50,379.84		
小計				3,960,138.48	
				(418,349,029)	
メキシコペソ	BOLSA MEXICANA DE VALORES SA	35,400	28.74	1,017,396.00	
小計				1,017,396.00	
				(5,850,027)	
ユーロ	TOTAL SA	3,269	44.20	144,489.80	
	SAFRAN SA	1,818	63.07	114,661.26	
	VINCI SA	1,527	66.31	101,255.37	

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
	ATLANTIA SPA	3,380	22.51	76,083.80	
	UNILEVER NV-CVA	2,273	41.71	94,818.19	
	SANOFI	1,523	75.63	115,184.49	
	ENEL SPA	24,489	3.99	97,711.11	
	IBERDROLA SA	17,845	5.94	106,142.06	
	IBERDROLA SA-RTS	17,845	0.13	2,355.54	
小計				852,701.62	
				(100,141,278)	
英ポンド	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	9,079	20.83	189,160.96	
	PERSIMMON PLC	1,649	15.49	25,543.01	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	2,303	74.29	171,089.87	
	VODAFONE GROUP PLC	54,632	2.26	123,796.11	
小計				509,589.95	
				(72,071,306)	
スイスフラン	SYNGENTA AG-REG	209	378.30	79,064.70	
	NOVARTIS AG-REG	3,091	80.45	248,670.95	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	667	254.10	169,484.70	
	CREDIT SUISSE GROUP	4,988	11.08	55,267.04	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	463	237.10	109,777.30	
小計				662,264.69	
				(71,272,925)	
スウェーデンク ローナ	HENNES & MAURITZ AB-B	4,301	258.10	1,110,088.10	
	SVENSKA CELLULOSA AB-B SHS	3,663	272.50	998,167.50	
小計				2,108,255.60	
				(26,184,534)	
オーストラリア ドル	SYDNEY AIRPORT	26,230	7.10	186,233.00	
	AUST AND NZ BANKING GROUP	8,488	24.75	210,078.00	
	COMPUTERSHARE LIMITED	9,825	8.91	87,540.75	
小計				483,851.75	
				(38,945,227)	
ニュージーラン ドドル	Z ENERGY LTD	13,359	8.23	109,944.57	
小計				109,944.57	
				(8,304,113)	

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
シンガポールドル 小計	DBS GROUP HOLDINGS LTD	9,921	15.95	158,239.95	
				158,239.95	
				(12,445,572)	
台湾ドル 小計	MEDIATEK INC	8,000	246.00	1,968,000.00	
				1,968,000.00	
				(6,494,400)	
合計				760,058,411	
				(760,058,411)	

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の () 内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の () 内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル 小計	投資信託 受益証券	ISHARES CORE HIGH DIVIDEND ETF	1,908	159,928.56	
				159,928.56	
				(16,894,853)	
カナダドル 小計	投資信託 受益証券	ISHARES S&P/TSX 60 INDEX ETF	6,983	148,458.58	
				148,458.58	
				(12,154,303)	
合計				29,049,156	
				(29,049,156)	

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の () 内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の () 内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資信託 受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 24銘柄	96.1%	—	55.2%
	投資信託受益証券 1銘柄	—	3.9%	
カナダドル	投資信託受益証券 1銘柄	—	100.0%	1.5%
メキシコペソ	株式 1銘柄	100.0%	—	0.7%
ユーロ	株式 9銘柄	100.0%	—	12.7%
英ポンド	株式 4銘柄	100.0%	—	9.1%
スイスフラン	株式 5銘柄	100.0%	—	9.0%
スウェーデンクローナ	株式 2銘柄	100.0%	—	3.3%
オーストラリアドル	株式 3銘柄	100.0%	—	4.9%
ニュージーランドドル	株式 1銘柄	100.0%	—	1.1%
シンガポールドル	株式 1銘柄	100.0%	—	1.6%
台湾ドル	株式 1銘柄	100.0%	—	0.8%

- ② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「GSグローバルREITポートフォリオ マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成28年 1月15日現在)	(平成28年 7月15日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		10,651,212	6,154,693
コール・ローン		64,839,637	137,782,646
投資証券		9,560,920,494	9,799,238,878
未収配当金		70,036,464	62,152,241
未収利息		55	—
流動資産合計		9,706,447,862	10,005,328,458
資産合計		9,706,447,862	10,005,328,458
負債の部			
流動負債			
未払解約金		11,252,872	1,717,840
未払利息		—	377
流動負債合計		11,252,872	1,718,217
負債合計		11,252,872	1,718,217
純資産の部			
元本等			
元本		7,685,267,581	7,337,293,920
剰余金			
剰余金又は欠損金 (△)		2,009,927,409	2,666,316,321
元本等合計		9,695,194,990	10,003,610,241
純資産合計		9,695,194,990	10,003,610,241
負債純資産合計		9,706,447,862	10,005,328,458

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成27年 7月16日 至 平成28年 1月15日	自 平成28年 1月16日 至 平成28年 7月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	投資証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成28年1月15日現在)	(平成28年7月15日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	8,296,365,520円	7,685,267,581円
期中追加設定元本額	218,331,407円	389,189,984円
期中一部解約元本額	829,429,346円	737,163,645円
期末元本額	7,685,267,581円	7,337,293,920円
元本の内訳		
GSグローバルREITポートフォリオ（毎月分配型）	6,980,503,629円	6,674,101,040円
GS世界分散ファンド（毎月決算型）	383,847,339円	350,188,686円
ダイバーシファイド・ベータ・ポートフォリオ （適格機関投資家専用）	210,539,783円	210,539,783円
GSグローバル・ダイバーシファイドVA（適格機関投資家専用）	110,376,830円	102,464,411円
2. 受益権の総数	7,685,267,581口	7,337,293,920口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成27年7月16日 至 平成28年1月15日	自 平成28年1月16日 至 平成28年7月15日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>本ファンドが保有する主な金融資産は投資証券であり、売買目的で保有しております。</p> <p>デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。</p> <p>投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。</p> <p>マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。</p> <p>リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。</p>	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	自 平成27年7月16日 至 平成28年1月15日	自 平成28年1月16日 至 平成28年7月15日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成28年1月15日現在)	(平成28年7月15日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資証券	△450,003,169	346,614,142
合計	△450,003,169	346,614,142

(注) 当親投資信託の計算期間は、原則として5月9日から11月8日、及び11月9日から翌年5月8日までとなっており、計算期末が休日の場合はその翌営業日となります。上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応するものとなっております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	(平成28年1月15日現在)	(平成28年7月15日現在)
1口当たり純資産額	1.2615円	1.3634円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	投資証券	ケネディクス・レジデンシャル投資法人	702	204,211,800	
		コンフォリア・レジデンシャル投資法人	930	227,385,000	
		イオンリート投資法人	1,612	194,568,400	
		ケネディクス商業リート投資法人	1,086	299,193,000	
		日本リテールファンド投資法人	687	175,528,500	
		オリックス不動産投資法人	156	27,768,000	
		フロンティア不動産投資法人	379	203,523,000	
		トップリート投資法人	577	250,995,000	
小計				1,583,172,700	
米ドル	投資証券	CARE CAPITAL PROPERTIES INC	35,622	982,098.54	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	17,391	471,296.10	
		EPR PROPERTIES	67,274	5,439,775.64	
		GENL GROWTH PROPERTIES	52,941	1,380,701.28	
		HCP INC	43,503	1,607,435.85	
		HOSPITALITY PROPERTIES TRUST	51,412	1,579,890.76	
		LIBERTY PROPERTY TRUST	114,457	4,681,291.30	
		NATIONAL RETAIL PROPERTIES	146,663	7,547,277.98	
		NATL HEALTH INVESTORS INC	35,067	2,679,820.14	
		OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	44,853	1,474,766.64	
		SENIOR HOUSING PROP TRUST	95,956	2,100,476.84	
		SL GREEN REALTY CORP	50,637	1,325,676.66	
		TAUBMAN CENTERS INC	35,084	911,131.48	
		WP GLIMCHER INC	147,709	1,828,637.42	
小計				34,010,276.63	
				(3,592,845,623)	
カナダドル	投資証券	COMINAR REAL ESTATE INV-TR U	48,500	845,840.00	
		DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	38,574	729,048.60	
		H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS	70,399	1,636,776.75	
		RIOCAN REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	41,043	1,197,224.31	
小計				4,408,889.66	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
				(360,955,796)	
ユーロ	投資証券	FONCIERE DES REGIONS	30,242	2,508,876.32	
		KLEPIERRE	63,213	2,470,364.04	
		MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	71,361	695,841.11	
		UNIBAIL-RODAMCO SE	9,716	2,258,970.00	
		WERELDHAVE NV	32,634	1,389,392.55	
小計				9,323,444.02	
				(1,094,945,265)	
英ポンド	投資証券	BIG YELLOW GROUP PLC	153,920	1,134,390.40	
		BRITISH LAND CO PLC	307,927	1,923,004.11	
		HAMMERSON PLC	222,204	1,184,347.32	
小計				4,241,741.83	
				(599,909,547)	
オーストラリアドル	投資証券	AUSTRALIAN UNITY OFFICE FUND	624,544	1,330,278.72	
		CHARTER HALL GROUP	698,210	3,791,280.30	
		DEXUS PROPERTY GROUP	146,225	1,370,128.25	
		GPT GROUP	329,697	1,833,115.32	
		MIRVAC GROUP	1,642,604	3,465,894.44	
		STOCKLAND	977,483	4,799,441.53	
		VICINITY CENTRES	1,284,627	4,483,348.23	
		WESTFIELD CORP	58,043	637,892.57	
小計				21,711,379.36	
				(1,747,548,924)	
香港ドル	投資証券	FORTUNE REIT	2,047,000	19,835,430.00	
小計				19,835,430.00	
				(270,158,556)	
シンガポールドル	投資証券	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	639,300	1,553,499.00	
		CAMBRIDGE INDUSTRIAL TRUST	2,258,300	1,253,356.50	
		CAPITALAND COMMERCIAL TRUST	898,300	1,383,382.00	
		FIRST REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,044,000	1,357,200.00	
		MAPLETREE GREATER CHINA COMM	1,379,700	1,441,786.50	
小計				6,989,224.00	
				(549,702,467)	
合計				9,799,238,878	
				(8,216,066,178)	

- (注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
 2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資証券 14銘柄	100.0%	43.7%
カナダドル	投資証券 4銘柄	100.0%	4.4%
ユーロ	投資証券 5銘柄	100.0%	13.3%
英ポンド	投資証券 3銘柄	100.0%	7.3%
オーストラリアドル	投資証券 8銘柄	100.0%	21.3%
香港ドル	投資証券 1銘柄	100.0%	3.3%
シンガポールドル	投資証券 5銘柄	100.0%	6.7%

- ② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
 該当事項はありません。

資産負債計算書
平成27年3月31日現在

(単位：米ドル)

資産

流動資産

損益を通じて公正価値で測定する金融資産 52,347,764

未収入金

未収利息 207,510

差入保証金

差入委託証拠金 643,126

差入担保金 7,210,098

投資売却未収金 1,162

投資信託証券売却未収金 200,000

現金および現金等価物 550,994

資産合計 61,160,654

負債

流動負債

損益を通じて公正価値で測定する金融負債 276,063

未払金

受入保証金

受入委託証拠金 41,114

投資購入未払金 3,811,054

未払利息 2,246

投資顧問報酬 79,143

管理事務代行報酬 7,500

監査報酬 63,187

受託報酬 1,428

保管費用 20,802

名義書換事務代行報酬 4,924

投資主サービス報酬 5,425

弁護士報酬 4,476

雑費 342

負債合計 4,317,704

純資産 56,842,950

投資有価証券明細表
平成27年3月31日現在

額面	名称	利率	償還年月日	評価額 (米ドル)	純資産比率 (%)
	債券				
	社債				
	米ドル				
100,000	Bank of Montreal	2.85%	09/06/2015	100,447	0.17
100,000	Bank of Nova Scotia	1.65%	29/10/2015	100,666	0.18
100,000	Canadian Imperial Bank of Commerce	2.60%	02/07/2015	100,523	0.18
400,000	SpareBank 1 Boligkreditt AS	2.63%	27/05/2016	408,810	0.72
				710,446	1.25
	公社公団債				
	Federal Farm Credit Bank				
	米ドル				
2,400,000	Federal Farm Credit Bank	4.25%	16/04/2018	2,626,407	4.62
				2,626,407	4.62
	Federal Government Loan Mortgage Corporation				
	米ドル				
1,075	Freddie Mac Gold Pool	5.00%	01/11/2016	1,130	0.00
175	Freddie Mac Gold Pool	5.00%	01/01/2017	184	0.00
799	Freddie Mac Gold Pool	5.00%	01/01/2017	839	0.00
88,481	Freddie Mac Gold Pool	5.50%	01/01/2020	94,672	0.17
354,303	Freddie Mac Gold Pool	5.00%	01/07/2035	394,459	0.69
562,496	Freddie Mac Gold Pool	5.00%	01/03/2038	623,093	1.10
242,713	Freddie Mac Gold Pool	7.00%	01/02/2039	283,786	0.50
				1,398,163	2.46
	Federal Home Loan Bank				
	米ドル				
1,100,000	Federal Home Loan Bank	0.38%	10/06/2016	1,099,529	1.93
				1,099,529	1.93
	Federal Home Loan Mortgage Corporation				
	米ドル				
5,486	Freddie Mac Non Gold Pool	2.25%	01/09/2015	5,829	0.01
32,295	Freddie Mac Non Gold Pool	2.36%	01/09/2015	34,460	0.06
16,502	Freddie Mac Non Gold Pool	2.23%	01/10/2015	17,659	0.03
8,645	Freddie Mac Non Gold Pool	2.40%	01/10/2015	9,232	0.02
14,714	Freddie Mac Non Gold Pool	2.41%	01/11/2015	15,713	0.03
26,948	Freddie Mac Non Gold Pool	2.38%	01/12/2015	28,810	0.05
10,419	Freddie Mac Non Gold Pool	2.49%	01/12/2015	11,149	0.02
19,248	Freddie Mac Non Gold Pool	2.49%	01/02/2016	20,566	0.04
28,559	Freddie Mac Non Gold Pool	2.46%	01/03/2016	30,554	0.05
				173,972	0.31
	Federal National Mortgage Association				
	米ドル				
659	Fannie Mae Pool	2.20%	01/04/2015	687	0.00
11,541	Fannie Mae Pool	1.79%	01/07/2015	11,983	0.02
612,865	Fannie Mae Pool	1.96%	01/07/2015	641,601	1.13
7,985	Fannie Mae Pool	2.35%	01/08/2015	8,515	0.02
18,396	Fannie Mae Pool	2.21%	01/09/2015	19,522	0.04
2,814	Fannie Mae Pool	2.43%	01/09/2015	3,011	0.01
603	Fannie Mae Pool	2.63%	01/09/2015	645	0.00
1,139	Fannie Mae Pool	2.00%	01/10/2015	1,210	0.00
5,633	Fannie Mae Pool	2.12%	01/10/2015	6,015	0.01
32,311	Fannie Mae Pool	2.30%	01/10/2015	34,294	0.06
16,360	Fannie Mae Pool	2.14%	01/11/2015	17,306	0.03
19,313	Fannie Mae Pool	2.12%	01/12/2015	20,625	0.04
18,272	Fannie Mae Pool	2.15%	01/12/2015	19,331	0.03
6,439	Fannie Mae Pool	2.18%	01/12/2015	6,821	0.01
44,892	Fannie Mae Pool	2.32%	01/12/2015	47,913	0.09
22,891	Fannie Mae Pool	2.19%	01/01/2016	24,201	0.04
11,860	Fannie Mae Pool	2.22%	01/01/2016	12,677	0.02
14,102	Fannie Mae Pool	1.98%	01/02/2016	14,884	0.03
948	Fannie Mae Pool	2.22%	01/03/2016	1,001	0.00
35,819	Fannie Mae Pool	2.44%	01/03/2016	38,327	0.07
129,081	Fannie Mae Pool	6.00%	01/04/2033	149,994	0.26
229,637	Fannie Mae Pool	6.00%	01/12/2036	262,042	0.46
536,553	Fannie Mae Pool	6.00%	01/01/2037	611,417	1.08
726,364	Fannie Mae Pool	6.00%	01/02/2037	830,800	1.46
225,836	Fannie Mae Pool	6.00%	01/04/2037	257,795	0.46

額面	名称	利率	償還年月日	評価額 (米ドル)	純資産比率 (%)
270,404	Fannie Mae Pool	6.00%	01/04/2037	308,662	0.54
289,873	Fannie Mae Pool	6.00%	01/07/2037	330,664	0.58
94,248	Fannie Mae Pool	6.00%	01/10/2037	108,666	0.19
63,392	Fannie Mae Pool	6.00%	01/11/2038	72,389	0.13
533,818	Fannie Mae Pool	6.00%	01/12/2038	608,041	1.07
182,075	Fannie Mae Pool	7.00%	01/03/2039	210,882	0.37
44,943	Fannie Mae Pool	6.00%	01/09/2039	51,268	0.09
96,764	Fannie Mae Pool	6.00%	01/09/2039	110,218	0.19
48,549	Fannie Mae Pool	6.00%	01/10/2039	55,471	0.10
36,167	Fannie Mae Pool	6.00%	01/10/2040	41,285	0.07
51,860	Fannie Mae Pool	6.00%	01/05/2041	59,186	0.10
192,951	Fannie Mae REMICS	7.00%	25/07/2042	223,658	0.39
81,925	Fannie Mae REMICS	7.00%	25/10/2042	95,018	0.17
3,400,000	Federal National Mortgage Association	2.38%	11/04/2016	3,468,724	6.10
				8,786,749	15.46
	Government National Mortgage Association 米ドル				
96,173	Ginnie Mae I pool	5.50%	15/07/2020	102,376	0.18
				102,376	0.18
	国債 米ドル				
1,000,000	United States Treasury Bill	0.04%	30/07/2015	999,883	1.76
5,000,000	United States Treasury Bill	0.07%	20/08/2015	4,998,875	8.79
100,000	United States Treasury Bond	3.13%	15/11/2041	111,797	0.20
200,000	United States Treasury Bond	3.00%	15/05/2042	218,219	0.38
100,000	United States Treasury Bond	2.75%	15/11/2042	103,945	0.18
1,500,000	United States Treasury Bond	3.63%	15/08/2043	1,833,282	3.23
400,000	United States Treasury Bond	3.75%	15/11/2043	499,750	0.88
300,000	United States Treasury Bond	3.38%	15/05/2044	351,492	0.62
200,000	United States Treasury Bond	2.50%	15/02/2045	198,188	0.35
1,500,000	United States Treasury Note	2.13%	31/12/2015	1,521,212	2.68
5,800,000	United States Treasury Note	0.50%	30/06/2016	5,809,970	10.22
100,000	United States Treasury Note	1.63%	30/04/2019	101,664	0.18
400,000	United States Treasury Note	1.63%	30/06/2019	406,250	0.71
900,000	United States Treasury Note	1.63%	31/08/2019	913,219	1.61
400,000	United States Treasury Note	1.50%	31/10/2019	403,188	0.71
600,000	United States Treasury Note	1.50%	30/11/2019	604,640	1.06
400,000	United States Treasury Note	1.63%	31/12/2019	405,125	0.71
200,000	United States Treasury Note	1.25%	31/01/2020	198,984	0.35
500,000	United States Treasury Note	1.38%	29/02/2020	500,156	0.88
400,000	United States Treasury Note	1.38%	31/03/2020	400,094	0.70
500,000	United States Treasury Note	2.13%	31/01/2021	515,937	0.91
900,000	United States Treasury Note	2.25%	30/04/2021	934,242	1.64
600,000	United States Treasury Note	2.13%	30/06/2021	617,765	1.09
700,000	United States Treasury Note	2.00%	31/08/2021	714,875	1.26
400,000	United States Treasury Note	2.00%	31/10/2021	408,281	0.72
300,000	United States Treasury Note	2.13%	31/12/2021	308,883	0.54
300,000	United States Treasury Note	1.50%	31/01/2022	296,156	0.52
200,000	United States Treasury Note	1.75%	28/02/2022	200,578	0.35
300,000	United States Treasury Note	1.75%	31/03/2022	300,797	0.53
100,000	United States Treasury Note	2.50%	15/05/2024	105,055	0.19
500,000	United States Treasury Note	2.38%	15/08/2024	519,805	0.91
				25,502,307	44.86
	モーゲージ関連 米ドル				
500,000	FHLMC Multifamily Structured Pass Through Certificates, Series K011, Class A2	4.08%	25/11/2020	556,920	0.98
1,900,000	FHLMC Multifamily Structured Pass Through Certificates, Series K714, Class A2	3.03%	25/10/2020	2,023,209	3.56
180,176	NCUA Guaranteed Notes, Series 2010-A1, Class A	0.53%	09/04/2015	180,510	0.32
228,969	NCUA Guaranteed Notes, Series 2010-R1, Class 1A	0.62%	06/04/2015	230,270	0.40
23,054	NCUA Guaranteed Notes, Series 2010-R1, Class 2A	1.84%	07/10/2020	23,117	0.04
324,668	NCUA Guaranteed Notes, Series 2010-R2, Class 1A	0.55%	06/04/2015	325,467	0.57
757,011	NCUA Guaranteed Notes, Series 2011-R2, Class 1A	0.57%	06/04/2015	760,087	1.34
385,226	NCUA Guaranteed Notes, Series 2011-R3, Class 1A	0.58%	09/04/2015	386,753	0.68
227,829	NCUA Guaranteed Notes, Series 2011-R4, Class 1A	0.55%	06/04/2015	228,336	0.40
157,230	NCUA Guaranteed Notes, Series 2011-R5, Class 1A	0.56%	06/04/2015	157,372	0.28
48,428	NCUA Guaranteed Notes, Series 2011-R6, Class 1A	0.56%	06/04/2015	48,441	0.09
				4,920,482	8.66
債券合計				45,320,431	79.73

ヘッジ目的の外国為替予約取引

満期日	通貨 (買)	元本 (買)	通貨 (売)	元本 (売)	取引相手方	未実現損失 (米ドル)	純資産比率 (%)
20/04/2015	JPY	105,653,162	USD	883,591	State Street Bank & Trust Co	(2,348)	(0.00)
20/04/2015	JPY	105,653,163	USD	884,259	Barclays Bank PLC	(3,016)	(0.01)
20/04/2015	JPY	114,824,553	USD	960,163	Royal Bank of Canada	(2,422)	(0.01)
20/04/2015	USD	101,968	JPY	12,353,598	Barclays Bank PLC	(1,072)	(0.00)
20/04/2015	USD	119,096	JPY	14,450,297	State Street Bank & Trust Co	(1,432)	(0.00)
ヘッジ目的の外国為替予約取引未実現損失合計						(10,290)	(0.02)

先物取引

枚数	名称	買建/売建	未実現利益 (米ドル)	純資産比率 (%)
29	US 5 Year Note June 2015	買建	27,333	0.05
先物取引未実現利益合計			27,333	0.05

枚数	名称	買建/売建	未実現損失 (米ドル)	純資産比率 (%)
(29)	90 Day Euro Dollar June 2017	売建	(52,096)	(0.09)
5	S&P GSCI April 2015	買建	(18,800)	(0.03)
(96)	US 2 Year Note June 2015	売建	(55,974)	(0.10)
(38)	US 10 Year Note June 2015	売建	(28,212)	(0.05)
(10)	US Long Bond June 2015	売建	(12,075)	(0.02)
(14)	US Ultra Bond June 2015	売建	(18,513)	(0.03)
先物取引未実現損失合計			(185,670)	(0.32)

額面	名称	利率	満期日	評価額 (米ドル)	純資産比率 (%)
7,000,000	現先取引 米ドル Merrill Lynch & Co	0.15%	01/04/2015	7,000,000	12.31
現先取引合計				7,000,000	12.31

スワップ契約未実現損失

中央清算型金利スワップ

想定元本額	支払	受取	通貨	満期日	未実現損失 (米ドル)	純資産比率 (%)
2,012,313	Fixed, 1.25%	Floating (USD 3 Month LIBOR)	USD	17/06/2017	(9,092)	(0.02)
1,030,341	Fixed, 2.25%	Floating (USD 3 Month LIBOR)	USD	17/06/2020	(13,674)	(0.02)
1,250,633	Fixed, 2.50%	Floating (USD 3 Month LIBOR)	USD	17/06/2022	(15,251)	(0.03)
318,405	Fixed, 2.75%	Floating (USD 3 Month LIBOR)	USD	17/06/2025	(6,142)	(0.01)
1,096,622	Fixed, 2.25%	Floating (USD 3 Month LIBOR)	USD	17/06/2030	(23,041)	(0.04)
中央清算型金利スワップ未実現損失					(67,200)	(0.12)

トータル・リターン・スワップ

想定元本額	支払	参照債務	通貨	満期日	未実現損失 (米ドル)	純資産比率 (%)
1,373,410	0.25%	Merrill Lynch Commodity Index Extra GB6 Excess Return Index	USD	21/05/2015	(201)	(0.00)
1,793,798	0.25%	Merrill Lynch Commodity Index Extra GB6 Excess Return Index	USD	21/05/2015	(433)	(0.00)
9,493,631	0.25%	Merrill Lynch Commodity Index Extra GB6 Excess Return Index	USD	21/05/2015	(2,290)	(0.01)
4,488,424	0.17%	S&P GSCI 6 Month Forward Index	USD	28/08/2015	(736)	(0.00)
1,905,308	0.24%	S&P GSCI 6 Month Forward Index	USD	28/08/2015	(448)	(0.00)
2,358,852	0.24%	S&P GSCI 6 Month Forward Index	USD	28/08/2015	(546)	(0.00)
800,340	0.25%	S&P GSCI 6 Month Forward Index	USD	02/09/2015	(193)	(0.00)
1,190,112	0.25%	S&P GSCI 6 Month Forward Index	USD	02/09/2015	(287)	(0.00)
2,165,655	0.25%	S&P GSCI 6 Month Forward Index	USD	02/09/2015	(506)	(0.00)
20,906,455	0.25%	S&P GSCI 6 Month Forward Index	USD	02/09/2015	(5,043)	(0.01)
9,587,899	0.24%	S&P GSCI 6 Month Forward Index	USD	24/11/2015	(2,220)	(0.00)
トータル・リターン・スワップ未実現損失					(12,903)	(0.02)
スワップ契約未実現損失合計					(80,103)	(0.14)

投資合計	評価額 (米ドル)	純資産比率 (%)
債券合計	45,320,431	79.73
ヘッジ目的の外国為替予約取引未実現損失合計	(10,290)	(0.02)
先物取引未実現利益合計	27,333	0.05
先物取引未実現損失合計	(185,670)	(0.32)
現先取引合計	7,000,000	12.31
スワップ契約未実現損失合計	(80,103)	(0.14)
その他資産・負債	4,771,249	8.39
純資産	56,842,950	100.00

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成28年7月29日現在)

I 資産総額	1,562,641,732円
II 負債総額	12,276,900円
III 純資産総額(I - II)	1,550,364,832円
IV 発行済口数	2,653,781,386口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	0.5842円

参考情報

<GSグローバル高配当株式マザーファンド>

(平成28年7月29日現在)

I 資産総額	776,602,237円
II 負債総額	9,000,006円
III 純資産総額(I - II)	767,602,231円
IV 発行済口数	724,166,087口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	1.0600円

<GSグローバルREITポートフォリオ マザーファンド>

(平成28年7月29日現在)

I 資産総額	10,029,605,348円
II 負債総額	21,594,593円
III 純資産総額(I - II)	10,008,010,755円
IV 発行済口数	7,284,142,798口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	1.3739円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- a 受益権の名義書換
該当事項はありません。
- b 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- c 受益権の譲渡制限
該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に
対抗することができません。
- d その他
本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社はやむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を
表示する受益証券を発行しません。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

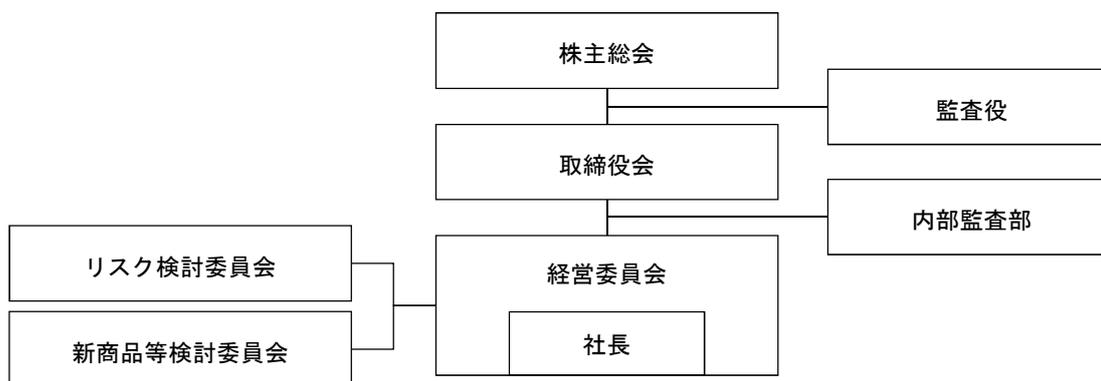
1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

- ① 資本金の額：金4億9,000万円
- ② 発行する株式の総数：8,000株
- ③ 発行済株式の総数：6,400株
- ④ 最近5年における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

- ① 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、定時取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します（取締役会の専権事項を除きます。）。

リスク検討委員会は、経営委員会の監督の下に、当社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーショナル・リスク、システム・リスク等のリスク、及び関連するレピュテーション上の問題を監視・監督し、当社の経営理念に沿った各種規定及び業務手順が整備されていることを確保するため、権限を行使することができます。また、リスク検討委員会は、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため（議決権行使に関する方針を含みます。）、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

新商品等検討委員会は、経営委員会の監督の下に、新商品等検討委員会規則に基づき、新商品、投資信託の分配方針等に関する正式な検討プロセスを維持することに責任を持ちます。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

- ② 投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほか、戦略株式運用部、運用投資戦略部、オルタナティブ・インベストメンツ・アンド・マネージャー・セレクション部、不動産運用部、マルチプロ

ダクト・ファンド部、オルタナティブ投資室およびスチュワードシップ責任推進室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネジメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネジメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

② 委託会社の運用するファンド

2016年8月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	108	1,601,970,052,238
合計	108	1,601,970,052,238

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度の中間会計期間（平成28年1月1日から平成28年6月30日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人の中間監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けているPwCあらた監査法人は、公認会計士法に定める監査法人の種類の変更により、平成28年7月1日付をもってPwCあらた有限責任監査法人へ名称変更しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年3月1日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

佐々木 貴之 

指定社員 公認会計士
業務執行社員

山口 健志 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成27年12月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(1) 【貸借対照表】

期別		第20期 (平成27年3月31日現在)			第21期 (平成27年12月31日現在)		
資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			6,748,612			8,541,657	
有価証券			13,297,906			12,097,990	
支払委託金			39			26	
収益分配金		39			26		
前払費用			18			157	
未収委託者報酬			1,842,228			1,527,034	
未収運用受託報酬			1,578,480			1,885,724	
未収収益			368,604			11,848	
繰延税金資産			826,971			1,079,356	
流動資産計			24,662,860	88.5		25,143,796	90.7
固定資産							
投資その他の資産			3,193,568			2,580,738	
投資有価証券		1,596,511			573,290		
長期差入保証金		10,000			10,000		
繰延税金資産		1,587,056			1,997,448		
固定資産計			3,193,568	11.5		2,580,738	9.3
資産合計			27,856,428	100.0		27,724,534	100.0

期別		第20期 (平成27年3月31日現在)			第21期 (平成27年12月31日現在)		
負債の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			599			580	
未払金			585,816			538,691	
未払収益分配金		229			242		
未払償還金		72			72		
未払手数料		585,514			538,376		
未払費用			3,406,376			4,518,812	
未払法人税等			957,171			888,102	
未払消費税等			470,936			205,603	
流動負債計			5,420,899	19.5		6,151,789	22.2
固定負債							
長期未払費用			6,285,478			7,097,924	
固定負債計			6,285,478	22.6		7,097,924	25.6
負債合計			11,706,378	42.0		13,249,714	47.8

期別	第20期 (平成27年3月31日現在)			第21期 (平成27年12月31日現在)			
純資産の部							
科目		内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			14,867,795			13,545,174	
その他利益剰余金		14,867,795			13,545,174		
繰越利益剰余金		14,867,795			13,545,174		
株主資本合計			15,747,795	56.5		14,425,174	52.0
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		402,254			49,646		
評価・換算差額等合計			402,254	1.4		49,646	0.2
純資産合計			16,150,050	58.0		14,474,820	52.2
負債・純資産合計			27,856,428	100.0		27,724,534	100.0

(2) 【損益計算書】

期別		第20期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日			第21期 自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日		
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益							
委託者報酬			14,066,674			11,823,135	
運用受託報酬	* 2		9,173,012			6,961,333	
その他営業収益	* 2		5,932,747			4,316,802	
営業収益計			29,172,434	100.0		23,101,271	100.0
営業費用							
支払手数料			6,754,210			5,363,613	
広告宣伝費			139,448			102,758	
調査費			6,692,987			5,350,334	
委託調査費	* 2	6,692,987			5,350,334		
委託計算費			220,885			159,321	
営業雑経費			384,844			197,324	
通信費		205,675			9,974		
印刷費		147,770			161,506		
協会費		31,398			25,843		
営業費用計			14,192,375	48.6		11,173,351	48.4
一般管理費							
給料			7,106,650			5,734,984	
役員報酬		228,309			185,510		
給料・手当		2,654,259			2,319,237		
賞与		1,251,694			746,339		
株式従業員報酬	* 1	1,027,305			797,337		
その他の報酬		1,945,082			1,686,559		
交際費			84,594			57,202	
寄付金			71,518			63,290	
旅費交通費			234,673			187,482	
租税公課			83,891			71,744	
不動産賃借料			416,707			268,044	
退職給付費用			842,766			698,807	
事務委託費			376,536			398,407	
諸経費			998,793			941,860	
一般管理費計			10,216,131	35.0		8,421,824	36.5
営業利益			4,763,926	16.3		3,506,095	15.2

経常損益の部

営業損益の部

期別		第20期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日			第21期 自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日			
科目		注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業外収益							
	収益分配金			49,958			502,884	
	受取利息			18,605			14,231	
	投資有価証券売却益			36,653			66,895	
	株式従業員報酬	* 1		—			59,655	
	為替差益			—			12,446	
	雑益			1,332			—	
	営業外収益計			106,549	0.4		656,114	2.8
	営業外費用							
	支払利息			138			—	
	株式従業員報酬	* 1		434,620			—	
	為替差損			33,391			—	
	投資有価証券売却損			1,065			8	
営業外費用計			469,216	1.6		8	0.0	
経常利益				4,401,260	15.1		4,162,200	18.0
税引前当期純利益				4,401,260	15.1		4,162,200	18.0
法人税、住民税及び事業税				2,267,605	7.8		1,978,986	8.6
法人税等調整額				18,387	0.1		△494,163	△2.1
当期純利益				2,115,267	7.3		2,677,378	11.6

(3) 【株主資本等変動計算書】

第20期
(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
平成26年4月1日残高	490,000	390,000	390,000	15,752,528	15,752,528	16,632,528	235,400	235,400	16,867,928
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				△3,000,000	△3,000,000	△3,000,000			△3,000,000
当期純利益				2,115,267	2,115,267	2,115,267			2,115,267
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							166,854	166,854	166,854
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△884,732	△884,732	△884,732	166,854	166,854	△717,878
平成27年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	14,867,795	14,867,795	15,747,795	402,254	402,254	16,150,050

第21期
(自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
平成27年4月1日残高	490,000	390,000	390,000	14,867,795	14,867,795	15,747,795	402,254	402,254	16,150,050
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				△4,000,000	△4,000,000	△4,000,000			△4,000,000
当期純利益				2,677,378	2,677,378	2,677,378			2,677,378
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							△352,608	△352,608	△352,608
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△1,322,621	△1,322,621	△1,322,621	△352,608	△352,608	△1,675,229
平成27年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,545,174	13,545,174	14,425,174	49,646	49,646	14,474,820

重要な会計方針

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>
<p>2. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。</p>
<p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよびゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社との契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。 (2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 (3) 決算日の変更に関する事項 当社は平成27年6月26日開催の株主総会で決算日を3月31日から12月31日に変更致しました。これに伴い、平成27年12月期の会計年度は平成27年4月1日から平成27年12月31日までの9ヶ月間となりました。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第20期 (平成27年3月31日現在)	第21期 (平成27年12月31日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(損益計算書関係)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)																				
<p>* 1 株式会社従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。</p> <p>* 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">営業収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">2,942,406千円</td> </tr> <tr> <td> その他営業収益</td> <td style="text-align: right;">5,828,635千円</td> </tr> <tr> <td>営業費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 委託調査費</td> <td style="text-align: right;">6,692,987千円</td> </tr> </table>	営業収益		運用受託報酬	2,942,406千円	その他営業収益	5,828,635千円	営業費用		委託調査費	6,692,987千円	<p>* 1 株式会社従業員報酬 同左</p> <p>* 2 関係会社項目 同左</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">営業収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">1,882,545千円</td> </tr> <tr> <td> その他営業収益</td> <td style="text-align: right;">4,175,357千円</td> </tr> <tr> <td>営業費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 委託調査費</td> <td style="text-align: right;">5,350,334千円</td> </tr> </table>	営業収益		運用受託報酬	1,882,545千円	その他営業収益	4,175,357千円	営業費用		委託調査費	5,350,334千円
営業収益																					
運用受託報酬	2,942,406千円																				
その他営業収益	5,828,635千円																				
営業費用																					
委託調査費	6,692,987千円																				
営業収益																					
運用受託報酬	1,882,545千円																				
その他営業収益	4,175,357千円																				
営業費用																					
委託調査費	5,350,334千円																				

(株主資本等変動計算書関係)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,400	—	—	6,400

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年12月12日 臨時株主総会	普通株式	3,000,000	468,750	平成26年12月18日	平成26年12月18日

第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,400	—	—	6,400

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年12月18日 臨時株主総会	普通株式	4,000,000	625,000	平成27年12月21日	平成27年12月21日

(リース取引関係)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。

② 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、コマーシャル・ペーパー、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。

銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。

コマーシャル・ペーパーに係る信用リスクについては、発行体をゴールドマン・サックスのグループ会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第20期
(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	6,748,612	6,748,612	—
有価証券			
その他有価証券	13,297,906	13,297,906	—
未収委託者報酬	1,842,228	1,842,228	—
未収運用受託報酬	1,578,480	1,578,480	—
投資有価証券			
その他投資有価証券	1,596,511	1,596,511	—

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、有価証券、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	6,748,612	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	13,300,000	—	—	—	—	—
未収委託者報酬	1,842,228	—	—	—	—	—
未収運用受託報酬	1,578,480	—	—	—	—	—

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。

② 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、コマーシャル・ペーパー、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。

銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。

コマーシャル・ペーパーに係る信用リスクについては、発行体をゴールドマン・サックスのグループ会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第21期
 (自 平成27年4月1日
 至 平成27年12月31日)

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	8,541,657	8,541,657	—
有価証券			
その他有価証券	12,097,990	12,097,990	—
未収委託者報酬	1,527,034	1,527,034	—
未収運用受託報酬	1,885,724	1,885,724	—
投資有価証券			
その他投資有価証券	573,290	573,290	—

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、有価証券、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	8,541,657	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	12,100,000	—	—	—	—	—
未収委託者報酬	1,527,034	—	—	—	—	—
未収運用受託報酬	1,885,724	—	—	—	—	—

(有価証券関係)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)					第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)				
1. その他有価証券で時価のあるもの					1. その他有価証券で時価のあるもの				
区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)	区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託	1,002,000	1,596,511	594,511	貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託	500,000	573,290	73,290
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	コマー シャル・ ペーパー	13,297,906	13,297,906	-	貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	コマー シャル・ ペーパー	12,097,990	12,097,990	-
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券					2. 当事業年度中に売却したその他有価証券				
売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)			売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)		
285,818	36,653	1,065			568,887	66,895	8		

(デリバティブ取引関係)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、 該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を採用しておりません。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職給付費用に関する事項 損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付 費用負担金相当額を、退職給付費用として計上してお ります。	2. 退職給付費用に関する事項 同左

(税効果会計関係)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)																																										
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産（流動資産）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">735,838千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">67,023</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">24,108</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">826,971</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産（流動資産）</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">826,971</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産（固定資産）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">長期未払費用</td> <td style="text-align: right;">1,710,136</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">69,177</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,779,313</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債（固定負債）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">△192,256</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△192,256</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産（固定資産）の純額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,587,056千円</td> </tr> </table>	未払費用	735,838千円	未払事業税	67,023	その他	24,108	小計	826,971	繰延税金資産（流動資産）	826,971	長期未払費用	1,710,136	その他	69,177	小計	1,779,313	その他有価証券評価差額金	△192,256	小計	△192,256	1,587,056千円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産（流動資産）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">980,373千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">64,201</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">34,781</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,079,356</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産（流動資産）</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,079,356</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産（固定資産）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">長期未払費用</td> <td style="text-align: right;">1,939,534</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">81,558</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,021,092</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債（固定負債）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">△23,644</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△23,644</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産（固定資産）の純額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,997,448千円</td> </tr> </table>	未払費用	980,373千円	未払事業税	64,201	その他	34,781	小計	1,079,356	繰延税金資産（流動資産）	1,079,356	長期未払費用	1,939,534	その他	81,558	小計	2,021,092	その他有価証券評価差額金	△23,644	小計	△23,644	1,997,448千円
未払費用	735,838千円																																										
未払事業税	67,023																																										
その他	24,108																																										
小計	826,971																																										
繰延税金資産（流動資産）	826,971																																										
長期未払費用	1,710,136																																										
その他	69,177																																										
小計	1,779,313																																										
その他有価証券評価差額金	△192,256																																										
小計	△192,256																																										
1,587,056千円																																											
未払費用	980,373千円																																										
未払事業税	64,201																																										
その他	34,781																																										
小計	1,079,356																																										
繰延税金資産（流動資産）	1,079,356																																										
長期未払費用	1,939,534																																										
その他	81,558																																										
小計	2,021,092																																										
その他有価証券評価差額金	△23,644																																										
小計	△23,644																																										
1,997,448千円																																											
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">35.64 %</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">10.62 %</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法人税等の税率変更による繰延税金資産の修正</td> <td style="text-align: right;">5.57 %</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">0.11 %</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">51.94 %</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	35.64 %	賞与等永久に損金に算入されない項目	10.62 %	法人税等の税率変更による繰延税金資産の修正	5.57 %	その他	0.11 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	51.94 %	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">33.06 %</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">3.02 %</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">△0.40 %</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">35.67 %</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	33.06 %	賞与等永久に損金に算入されない項目	3.02 %	その他	△0.40 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.67 %																								
法定実効税率 (調整)	35.64 %																																										
賞与等永久に損金に算入されない項目	10.62 %																																										
法人税等の税率変更による繰延税金資産の修正	5.57 %																																										
その他	0.11 %																																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	51.94 %																																										
法定実効税率 (調整)	33.06 %																																										
賞与等永久に損金に算入されない項目	3.02 %																																										
その他	△0.40 %																																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.67 %																																										

<p style="text-align: center;">第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)</p>
<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率及び事業税率の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は225百万円減少し、法人税等調整額が245百万円増加しております。</p>	<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p style="text-align: center;">該当事項はありません。</p>

(セグメント情報等)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

1. 製品及びサービスに関する情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	14,066,674	9,173,012	5,932,747	29,172,434

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
25,087,105	4,085,328	29,172,434

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

1. 製品及びサービスに関する情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	11,823,135	6,961,333	4,316,802	23,101,271

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
19,904,703	3,196,568	23,101,271

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第20期
(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	8 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	投資助言	その他営業収益(注1) 運用受託報酬(注1) 委託調査費の支払(注1)	5,828,635 2,942,406 6,692,987	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) その他営業収益、運用受託報酬、ならびに委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取引業	—	業務委託 役員の兼任 有価証券の購入	兼務従業員の 人件費等の支払(注1)	2,452,937	有価証券 未払費用	13,297,906 287,201
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス 有限会社	東京都港区	100 百万円	ゴールドマン・サックス・グループ 人事・総務・施設管理 業務受託	—	従業員出 向受入等 役員の兼任	出向者に関する 人件費等の 負担金(注2) 営業費用及 び一般管理 費	6,803,100	未払費用 長期未払 費用	2,791,417 6,188,739
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・バンク・USA	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	8,000 百万ドル	銀行業	—	現金の預 入	—	—	現金・預 金	1,975,463
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・インベストメント・ストラ テジー・ LLC	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	37 百万ドル	投資顧問業	—	投資助言	—	—	未収収益	354,819

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 兼務従業員の人件費等の支払に関しては、グループ会社間の契約に基づき、決定しております。

(注2) ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社(以下GSJH)より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJHより行われております。

但し、これらの費用はGSJHより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJHに対する債務として処理しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

第21期
(自 平成27年4月1日
至 平成27年12月31日)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	8 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	投資助言	その他営業収益(注1) 運用受託報酬(注1) 委託調査費(注1)	4,175,357 1,882,545 5,350,334	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) その他営業収益、運用受託報酬、ならびに委託調査費に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取引業	—	業務委託 役員の兼任 有価証券 の購入	兼務従業員の 人件費等 (注1)	2,233,594	有価証券	12,097,990
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	100 百万円	ゴールドマン・サックス・グループ人事・総務・施設管理業務受託	—	従業員出 向受入等 役員の兼 任	出向者に関する 人件費等 (注2)	5,538,780	未払費用 長期未払 費用	3,776,015 7,075,447
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・バンク・USA	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	8,000 百万ドル	銀行業	—	現金の預 入	—	—	現金・預 金	1,344,386

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 兼務従業員の人件費等に関しては、グループ会社間の契約に基づき、決定しております。

(注2) ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス株式会社(以下GSJH)より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJHより行われております。但し、これらの費用はGSJHより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJHに対する債務として処理しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

(1株当たり情報)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	
1株当たり純資産額	2,523,445円38銭	1株当たり純資産額	2,261,690円72銭
1株当たり当期純利益金額	330,510円53銭	1株当たり当期純利益金額	418,340円43銭
損益計算書上の当期純利益	2,115,267千円	損益計算書上の当期純利益	2,677,378千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	2,115,267千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	2,677,378千円
差額	—	差額	—
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		同左	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年9月1日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

佐々木貴司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

山口健志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第22期事業年度の中間会計期間（平成28年1月1日から平成28年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年1月1日から平成28年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 中間財務諸表
 (1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	第22期中間会計期間末 (平成28年6月30日)	
		金額	構成比
(資産の部)		千円	%
I 流動資産			
現金・預金		6,131,137	
有価証券		14,599,975	
支払委託金		13	
未収委託者報酬		1,397,748	
未収運用受託報酬		1,263,462	
未収収益		153,708	
繰延税金資産		707,818	
流動資産計		24,253,863	91.3
II 固定資産			
投資その他の資産			
投資有価証券		595,638	
長期差入保証金		10,000	
繰延税金資産		1,709,539	
投資その他の資産計		2,315,178	
固定資産計		2,315,178	8.7
資産合計		26,569,042	100.0

区分	注記 番号	第22期中間会計期間末 (平成28年6月30日)	
		金額	構成比
(負債の部)		千円	%
I 流動負債			
預り金		442	
未払金		465,309	
未払費用		4,171,177	
未払法人税等		165,578	
未払消費税等	* 1	152,019	
流動負債計		4,954,528	18.6
II 固定負債			
長期未払費用		6,226,542	
固定負債計		6,226,542	23.4
負債合計		11,181,070	42.1
(純資産の部)			
I 株主資本			
資本金		490,000	
資本剰余金			
資本準備金		390,000	
資本剰余金合計		390,000	
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		14,452,028	
利益剰余金合計		14,452,028	
株主資本合計		15,332,028	57.7
II 評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		55,943	
評価・換算差額等合計		55,943	
純資産合計		15,387,971	57.9
負債・純資産合計		26,569,042	100.0

(2) 中間損益計算書

区分	注記 番号	第22期中間会計期間 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年 6月30日)	
		金額	百分比
		千円	%
I 営業収益			
委託者報酬		7,555,676	
運用受託報酬		4,274,521	
その他営業収益		2,358,967	
営業収益計		14,189,164	100.0
II 営業費用及び一般管理費		12,762,299	89.9
営業利益		1,426,864	10.1
III 営業外収益	* 1	310,148	2.2
経常利益		1,737,012	12.2
税引前中間純利益		1,737,012	12.2
法人税、住民税及び事業税		171,763	1.2
法人税等調整額		658,395	4.6
中間純利益		906,853	6.4

重要な会計方針

項目	第22期中間会計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの 時価をもって中間貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法によっております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。</p>
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（営業費用及び一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよびゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社との契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第22期中間会計期間末 (平成28年6月30日)
* 1 消費税等の取扱い	控除対象の仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債に表示しております。

(中間損益計算書関係)

項目	第22期中間会計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)		
* 1 営業外収益のうち主要なもの	<table data-bbox="671 663 1394 701"> <tr> <td data-bbox="671 663 1043 701">株式従業員報酬</td> <td data-bbox="1043 663 1394 701">286,963千円</td> </tr> </table>	株式従業員報酬	286,963千円
株式従業員報酬	286,963千円		

(リース取引関係)

第22期中間会計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年6月30日)
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。

(金融商品関係)

第22期中間会計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年6月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成28年6月30日現在における中間貸借対照表計上額、中間貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	6,131,137	6,131,137	—
有価証券			
その他有価証券	14,599,975	14,599,975	—
未収委託者報酬	1,397,748	1,397,748	—
未収運用受託報酬	1,263,462	1,263,462	—
投資有価証券			
その他有価証券	595,638	595,638	—

金融商品の時価の算定方法

投資有価証券以外の上記金融資産については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券につきましては、投資信託のため、直近の基準価額によっております。

(有価証券関係)

第22期中間会計期間末 (平成28年6月30日)

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	種類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	500,000	582,140	82,140
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	15,000	13,498	△1,501
	コマーシャル・ペーパー	14,599,975	14,599,975	—

(デリバティブ取引関係)

第22期中間会計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年6月30日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第22期中間会計期間（自平成28年1月1日 至平成28年6月30日）

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

1. 製品及びサービスに関する情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ ファンド関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	7,555,676	4,274,521	2,358,967	14,189,164

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
12,434,324	1,754,839	14,189,164

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第22期 中間会計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)	
1株当たり純資産額	2,404,370円50銭
1株当たり中間純利益金額	141,695円85銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。	
(1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎)	
中間損益計算書上の中間純利益	906,853千円
1株当たり中間純利益金額の算定に用いられた普通株式に係る中間純利益	906,853千円
差 額	－千円
期中平均株式数	
普通株式	6,400株

(重要な後発事象)

第22期中間会計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年6月30日)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2) 本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

信託約款

追加型証券投資信託 GS世界分散ファンド(毎月決算型)

運用の基本方針

約款第 20 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針
この投資信託は、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。
2. 運用方法
 - (1) 投資対象
投資信託証券(投資信託の受益証券および投資法人の投資証券をいい、外国投資信託の受益証券および外国投資証券を含みます。以下同じ。)を主要投資対象とします。
 - (2) 運用方針
 - ① 主として、世界各国(除く日本)の株式を主要投資対象とする投資信託証券、日本を含む世界各国の不動産投資信託(REIT)を主要投資対象とする投資信託証券および米ドル建ての投資適格債券を主要投資対象としつつ S&P GSCI 先物(S&P GSCI を構成する個別の商品先物を含みます。)にも投資する投資信託証券に投資します。
 - ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
 - ③ 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)に分散投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあります。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合もあります。
 - ④ 指定投資信託証券の投資比率は、以下の比率を基本とします。
世界各国(除く日本)の株式を主要投資対象とする投資信託証券: 50%
日本を含む世界各国の不動産投資信託(REIT)を主要投資対象とする投資信託証券: 30%
米ドル建ての投資適格債券を主要投資対象としつつ S&P GSCI 先物(S&P GSCI を構成する個別の商品先物を含みます。)にも投資する投資信託証券: 20%
 - ⑤ MSCI コクサイ高配当利回りインデックス(円換算ベース)50%、S&P 先進国 REIT インデックス(除く米国、トータル・リターン、円ベース)および S&P 先進国 REIT インデックス(トータル・リターン、円ベース)を 1 対 1 の割合で合成した指数 30%、S&P GSCI トータル・リターン・インデックス(円換算ベース)20%を委託者が合成した指数を運用上の参考指標とします。
 - ⑥ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針にしたがった運用ができない場合があります。
 - (3) 投資制限
 - ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
 - ② 株式(指定投資信託証券を除きます。)への直接投資は行いません。
 - ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
 - ④ 指定投資信託証券、コマーシャル・ペーパー(外国または外国の者の発行する証券または証書でコマーシャル・ペーパーの性質を有するものを含みます。)および外国法人が発行する譲渡性預金証書以外の有価証券への直接投資は行いません。
 - ⑤ 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。
 - ⑥ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託者が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
 - ⑦ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に

該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

- ⑧ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針
2007 年 7 月 17 日以降、毎月決算を行い、毎計算期末(毎月 15 日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。
 - ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
 - ② 分配金額は、委託者が収益分配方針に従って基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。
 - ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託 GS世界分散ファンド(毎月決算型) 信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正 11 年法律第 62 号)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

- 第 2 条 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ② 前項における受託者の利害関係人に対する業務の委託については、受託者は、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

- 第 3 条 委託者は、金 1,000 億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

- 第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 42 条第 7 項、第 44 条第 1 項、第 45 条第 1 項、第 46 条第 1 項または第 48 条第 2 項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(募集の方法、受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 委託者は、この信託について、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる募集を行います。

- ② この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、この信託契約締結当初の受益者に関し、この信託の当初設定のため委託者が一時取得する場合は、この限りではありません。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については、1,000億口を上限とする口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託は、原則として毎営業日にこれを行うものとします。追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第22条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額等)

第13条 委託者は、委託者の指定する証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、毎営業日において1口以上1口単位または当該証券会社および登録金融機関が別途定める単位をもって取得の申込みに応じることができるとします。なお、英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンもしくはニューヨークの銀行の休業日(以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。)の場合は、追加信託の申込みを受け付けられないものとします。ただし、第39条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受け付けるものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に3.5%を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別途定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、1円に3.5%を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別途定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ④ 前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定めるGS世界分散ファンド(毎月決算型)自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。その場合の受益権の価額は、原則として第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等)により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託者が判断したときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)(に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 イ. 有価証券
 ロ. 金銭債権
 ハ. 約束手形(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 15 号に掲げるものを除きます。)
- 次に掲げる特定資産以外の資産
 イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 17 条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)(のほか、次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)(に投資することを指図します。

- コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等(社振法第 66 条第 1 号に規定する短期社債、保険業法第 61 条の 10 第 1 項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債、信用金庫法第 54 条の 4 第 1 項に規定する短期債、農林中央金庫法第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債および一般振替機関の監督に関する命令第 38 条第 2 項に規定する短期外債をいいます。)
- 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
- 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。)
- 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。)
- 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。)

なお、第 3 号の証券および第 4 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)(により運用することを指図することができます。
- 預金
 - 指定金銭信託(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - コール・ローン
 - 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第 23 条において同じ。)、第 23 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 16 条ならびに第 17 条第 1 項および第 2 項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

② 前項の取扱いは、第 22 条および第 28 条から第 30 条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(信託財産相互間取引等)

第 19 条 委託者は、法令上認められる場合に限り、次に掲げる取引を行うことを受託者に指図することができます。

- 信託財産と自ら運用を行う他の信託財産との間の取引
- 信託財産と(i)委託者の利害関係人等である金融商品取引業者の営む投資助言業務に係る顧客または(ii)かかる金融商品取引業者が締結した投資一任契約に係る顧客との間の取引

(運用の基本方針)

第 20 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 21 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の運用指図)

第 22 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するためならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 第 1 項および第 2 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託業務の委託等)

第 23 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)(を委託先として選定します。

- 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産

その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

④ 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(投資信託証券の登録の管理)

第 24 条 信託財産に属する外国投資信託証券については、受託者名義で当該外国投資信託証券の管理会社において登録され、当該外国投資信託証券の発行国または当該管理会社が所在する国内の諸法令および慣例ならびに当該管理会社の諸規則にしたがって管理させることができます。

第 25 条 [削除]

(混蔵寄託)

第 26 条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマース・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 27 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 28 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求、外国投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求、外国投資証券の償還の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 29 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、外国投資信託の受益証券にかかる収益分配金、外国投資証券の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、外国投資証券の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 30 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが 5 営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

(担保権設定にかかる確認的規定)

第 31 条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定(現金を預託して相殺権を与えることを含みます。)の指図をすることができます。また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うこと

② 担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 32 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者等による資金の立替え)

第 33 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、外国投資証券の発行または投資口の割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、外国投資信託の受益証券にかかる収益分配金、外国投資証券の清算分配金、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、委託者、受託者または第三者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。ただし、前 2 項の立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託の計算期間)

第 34 条 この信託の計算期間は、毎月 16 日から翌月 15 日までとすることを原則とします。なお、第 1 計算期間は 2007 年 4 月 25 日から 2007 年 7 月 17 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第 35 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 36 条

信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託財産に関する租税についても、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託事務の処理等に要する諸費用、信託財産に関する租税、受託者等の立替えた立替金の利息およびその他信託財産に関する費用(信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を除きます。)を、以下「諸経費」と総称します。

- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払を信託財産のためにを行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合には、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④ 第 2 項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 34 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ⑤ 第 1 項に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第 37 条

委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 34 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 141 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ④ 第 17 条第 1 項に規定する別に定める投資信託証券のうちマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬は、別に定める取り決めに基づく金額が委託者から原則として毎月支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

(収益の分配)

第 38 条

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 39 条

収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とはします。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者がその有する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。
- ④ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とはします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 一部解約金は、第 42 条第 1 項(同条第 5 項が適用される場合は同条第 6 項)に定める受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として 6 営業日目から委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて当該受益者に支払います。
- ⑥ 前各項(第 2 項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。本条に定める受益者への支払については、委託者は当該証券会社または登録金融機関に対する支払をもって免責されるものとします。かかる支払がなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託者が一定期間経過後当該証券会社または登録金融機関より回収した金額があればその金額)を除き、受益者の計算に属する金銭となるものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金(所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいいます。)は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算され、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。本項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- ⑧ 本信託約款の如何なる規定も、民法第 650 条の委託者に対する適用または類推適用を妨げるものと解釈されてはなりません。

せん。ただし、民法第 650 条の適用または類推適用を妨げる
強行法規が存在する場合は、この限りではありません。

(収益分配金および償還金の時効)

第 40 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項および第 3
項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しない
とき、ならびに信託終了による償還金について前条第 4 項に規
定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないとき
は、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託
者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託 者の免責)

第 41 条 受託者は、収益分配金については第 39 条第 1 項および第
3 項に規定する支払開始日および第 39 条第 2 項に規定する
交付開始前までに、償還金については第 39 条第 4 項に規定
する支払開始日までに、一部解約金については第 39 条第 5
項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預
金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座
等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後
は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第 42 条 受益者は、毎営業日において、自己に帰属する受益権につ
き、委託者に当該営業日の一部解約の実行の請求日として、
1 口単位または委託者の指定する証券会社または登録金融
機関が別途定める単位をもって一部解約の実行を請求するこ
とができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場
合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、ロンドンま
たはニューヨークの休業日の場合は、一部解約の実行の請求
を受け付けられないものとします。なお、前項の一部解約の実行
の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等
に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約
を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権
の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定
にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少
の記載または記録が行われます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌
営業日の基準価額とします。

- ④ 一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がすると
きは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対
し、振替受益権をもって行うものとします。

- ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取
引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等によ
り決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった
場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じ
た場合等を含みます。)があると委託者が判断したときは、第 1
項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび
すでに受け付けた一部解約の実行の請求を保留または取消
することができます。

- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止され、また
はすでに受け付けた一部解約の実行の請求が保留された場
合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行っ
た当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受
益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、
当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請
求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解
約の実行の請求日として第 3 項の規定に準じて計算された価
額とします。

- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、この信託
にかかる受益権の総口数が 30 億口を下回ることとなった場
合には、受託者と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出るこ
とにより、この信託契約を解約し、この信託を終了させることが
できます。

- ⑧ 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、これを公告し、
かつ、知られたる受益者に対してその旨を記載した書面を交付
します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したとき
は、原則として、公告を行いません。

- ⑨ 第 44 条第 3 項から第 6 項までの規定は、前項の場合にこ
れを準用します。この場合において、第 44 条第 4 項中「第 1
項」とあるのは「第 42 条第 7 項」と読み替えます。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 43 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録され
ている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実
行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等につ
いては、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたが
って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第 44 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約する
ことが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由
があるときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信
託を終了させることができます。この場合において、委託者は、
あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようす
る旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に
係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託
契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原
則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定
の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記しま
す。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口
数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信
託契約の解約をしません。

- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解
約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記
載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、
すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、
公告を行いません。

- ⑥ 第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、
真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一
定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行う
ことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 45 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受け
たときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了
させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変
更しようとするときは、第 49 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 46 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したと
きまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解
約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関す
る委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命
じたときは、この信託は、第 49 条第 4 項に該当する場合を除
き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続しま
す。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 47 条 委託者は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を
譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を
譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させるこ
とがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させ
ることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 48 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任するこ
とができます。この場合、委託者は第 49 条の規定にしたがい、新
受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この
信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ③ 委託者は、受託者につき以下の事由が生じた場合、受益者
の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託者を解任

することができます。受託者の解任に伴う取扱いについては、前2項に定める受託者の辞任に伴う取扱いに準じます。

1. 支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
 2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 3. 信託財産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 4. 受託者が本信託契約上の重大な義務の履行を怠ったとき。
 5. その他受託者との協議に基づき委託者が合理的に判断したときで、受託者の信用力が著しく低下し、委託者による信託財産の運用または受託者による信託財産の保管に支障をきたすと認められるとき。
- ④ 本条に基づき受託者が辞任しまたは解任されたもしくは解任される場合において、委託者が本信託約款に定める受託者の義務を適切に履行する能力ある新受託者を選任することが不可能または困難であるときは、委託者は解任権を行使する義務も新受託者を選任する義務も負いません。委託者は、本条に基づく受託者の解任または新受託者の選任についての判断を誠実に行うよう努めるものとし、かかる判断の結果解任されなかった受託者または選任された新受託者が倒産等により本信託約款に定める受託者の義務を履行できなくなった場合には、委託者は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

(信託約款の変更)

第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、または正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第50条 第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第44条第3項または

前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関を通じ、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公 告)

第51条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第51条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2007年4月25日

委託者 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

1. 別に定める投資信託証券

信託約款第17条および別に定める運用の基本方針の「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託および外国投資信託の受益証券ならびに外国投資証券をいいます。

親投資信託
GSグローバル高配当株式マザーファンド

親投資信託
GSグローバルREITポートフォリオマザーファンド

英領ケイマン諸島籍外国投資信託
ゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニット・トラストーゴールドマン・サックスエンハンスト・コモディティ・サブ・トラスト(日本においては適格機関投資家限定)